

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
助 役	小 泉 清 一 君
総 務 課 長	平 間 春 雄 君
企 画 財 政 課 長	村 上 正 広 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	手 代 木 文 夫 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長 地 域 産 業 振 興 課 長 併	小 池 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 政 一 君
都 市 建 設 課 長	佐 藤 輝 夫 君

上下水道課長	佐藤松雄	君
会計課長	薊千代	君
槻木事務所長	平間信一	君
財政再建対策監	加藤嘉昭	君
介護保険専門監	加藤敏郎	君
子育て支援専門監	松崎秀男	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教育長	阿部次男	君
教育総務課長	小林功	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議会議務局長	松崎守
主幹	相原光男

議事日程（第4号）

平成19年3月7日（水曜日） 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

水戸義裕

小丸淳

星吉郎

佐藤輝雄

有賀光子

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告が19番大沼喜昭君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

3番水戸義裕君の質問を許します。直ちに質問席にお着きください。

〔3番 水戸義裕君 登壇〕

○3番（水戸義裕君） おはようございます。3番水戸義裕です。

大綱2問、お尋ねいたします。

学校給食費の未納対策は。

学校給食費未納問題は、今までも各地で議論されてきている問題であります。

学校給食法は、子供たちに給食を提供するよう自治体に努力義務を規定していることは、既に御存じのことです。そのために必要な施設及び設備など学校給食運営に要する経費は、学校設置者、すなわち自治体の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、児童または生徒の保護者の負担とする。つまり、食材費のことです。その未納が、今全国で問題になっています。

昨年12月の宮城県議会文教警察委員会や県教育委員会からの発表によると、本県の給食費未納の実態は、平成17年度分で9,868万円、県内19万9,256人の児童生徒のうち3,731人が未納で、率にして1.9%に当たると新聞紙上で報じられました。県内36市町村のうち33市町村で未納があり、未納ゼロがわずが3市町で、角田市と丸森町、七ヶ宿町だけでありました。この理由として、学校側の認識としては、「保護者の責任感、規範意識の問題」とするのが57%、「保護者の経済的な問題」とするのが39%ととらえているようです。

そして、本年1月の新聞報道では、全国で9万8,993人、22億2,963万円の給食費が未納であると掲載されていました。この中で、本県は全国で3位という、沖縄、北海道に次ぐ不名誉な順位であり、本州ではトップだったのです。

本当に経済的な理由でというのは別にして、払えるのに払わない保護者がいることや、払わないで済むなら払わないで済ませようという保護者については、給食事業の推進、不公平感の是正という点からも、このままではいけないし、学校、行政がしっかりと監視していかなければならないと思います。

そこで、何点かお伺いしたいと思います。

1) 本町における17年度までの未納額と人数はどのようになっているのか。

2) 学校によって徴収の方法は違うというが、町内の学校はどのようにしているのか。

角田市や丸森、七ヶ宿町では、PTAが徴収しており、そのことが未納額がゼロの要因だとする県教育委員会の談話が報じられています。

3) 未納の家庭に対し、どのような対応、または対処をしているのか。また、その結果はどうなっているのか。

4) 本町では、法的手段をとったことはありますか。あるとすれば、件数や回収額、その経費等はどれくらいだったのか。

5) 国の学校給食法のもと、本町の給食センター運営規則に給食費の額や日割り計算等が定められているが、「会計処理に関する規則」といったものはあるか。

6) 納入された給食費の集計などはどのようにしているのか。

7) 給食費の扱いは、ほとんどの自治体が私会計扱いだったが、公会計扱いしている自治体もある。これについてどう考えるか。

大綱2問目。中核病院への負担は大丈夫か。

みやぎ県南中核病院は、地域医療の中核を担う病院として、平成14年8月に大河原町ほか1市2町による保健医療組合が運営する地方自治体病院として開院しました。

開院以来4年半余り、地域の期待のもと、この地域の医療のため各首長初め病院長、病院スタッフの努力により地域医療に貢献してきましたことに対し、敬意を表するものであります。

さて、全国で1,074施設ほどの自治体病院があり、そのうち65%が慢性的な経営不振で赤字経営だということであります。不振の原因は、一つには医師・看護師等の不足、もう一つは地方自治体の財政難、加えて医療制度の改革や診療報酬改定による引き下げなどがあるということです。官から民へ、国から地方への流れによる地方交付税の削減など、自治体病院の経営環境は大変厳しいものになっています。

病院のみならず、本町でも今、財政再建に向け、町長初め役場職員、議会、町民に至るまで、全町挙げて町の再建に新たに取り組み始めたところであります。

中核病院も開院して4年半余りということで、まだまだ経営自体にものいうことは時期尚早なのだろうとは思いますが、このような事情を背景に、管理者の一人として、病院の経営など町財政状況の観点から、今後の見通しについて何点かお伺いします。

1) 地域医療に関して、中核病院などのような自治体運営の公的病院については、一般論としてどのように認識されていますか。

2) 中核病院の患者への対応について、どのように見えていますか。

3) 町の財政状況などから、今後の病院経営についてどのように考えますか。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1問目、教育長。2問目、町長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） おはようございます。

それでは、1問目、学校給食費の未納金対策はについてお答えいたします。

1点目、本町における17年度までの未納額と人数についてですが、学校給食は、町内の小学校6校、中学校3校の児童生徒、教職員合わせて3,456人に安全・安心でおいしい、栄養バランスのとれた給食を提供しております。

ご質問の本町における平成17年度までの未納額と人数につきましては、未納額が612万4,612円、人数は97人となっております。

2点目の町内小・中学校の給食費の徴収方法についてですが、徴収方法につきましては、各学校においてそれぞれに徴収方法が決められております。

町内小・中学校の徴収方法は、まず児童生徒が直接学級担任や学校事務職員に手渡す方法が5校、それから保護者の金融機関の口座からの引き落としが2校、学校が指定した金融機関の

口座からの引き落としが1校、保護者による集金が1校、こうなっております。

次に、3点目の未納の家庭に対する対応についてですが、現年度分につきましては、各学校が督促や自宅訪問等を行っております。それでも納入されなかった方につきましては、教育委員会教育総務課、給食センターの職員が、督促状の送付、それから個別訪問、あるいは納入相談会、分割納入誓約書の徴収などを行いながら、未納の減少に努めておるところでございます。

4点目の未納家庭に法的手段をとったことがあるかについてでございますが、これまでに法的手段をとったことはありませんが、今後、悪質な未納者に対しましては、支払い督促等の手段がとれないかどうか検討してまいりたいと考えております。

5点目の「会計処理に関する規則」はあるのかについてですが、議員ご質問のとおり学校給食法に基づき実施しておりまして、給食費等については、柴田町学校給食センター運営規則に定められておりますが、ご質問の、いわゆる「会計処理に関する規則」については定めておりません。

6点目、納入された給食費の集計はどのようにしているのかについてであります。学校給食費は、学校からの給食人員報告書に基づき、学校に対し給食実施回数分の請求を行い、学校から町の口座に入金していただいております。

なお、調定や入金額の集計は、給食センターで行っております。

最後、7点目の給食費の取り扱いについてですが、本町における給食費の取り扱いは、公会計として扱っております。給食センター方式を採用している市町村のほとんどは公会計でありまして、私会計は単独調理場方式の場合が多くなっております。県内では、約80%が給食センター方式となっております。今後とも、給食費の未納につきましては、学校と教育委員会が連携をとりながら減少に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 2問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 2点目、中核病院の負担は大丈夫かという点でございます。

地域医療に関して、中核病院などのような自治体病院運営の公的病院について一般論としてどのように認識しているかという点でございます。

自治体病院は、公立、大学附属病院等を含め、平成16年10月現在、1,074ございます。全国の病院数 9,077の11.8%、病床数では25万 4,246床で全体の15.6%を占めております。

総務省の決算統計によれば、都道府県立 223、指定都市立34、市立 347、町村立 268、組合

立 101の自治体がございます。規模別では、300床以上が全体の33.1%、100床以上 300床未満が36.8%、100床未満が30.1%であり、それぞれ3分の1の割合となっております。

総務省の平成16年度地方公営企業決算の資料によれば、これら自治体病院のうち経常利益が出ていたのは33.8%、約 360の自治体病院で、利益総額が 258億円。一方、経常損失を生じた自治体病院の割合は66.2%の約 710で、経常損失総額は 1,575億円となっております。

このような現状ですが、地域の民間病院を含め、他の医療機関ではできない、またはやらない分野で、しかも地域にとって必要な質の高い医療サービスを通して、地域住民の生命と健康に責任を持つことが基本であり、利益追求のみを目的としてはならないことが、自治体病院にのみ課されている仕組みでございます。

そうした中で、近年の医療環境は、昨年4月に実施された診療報酬改定の総額3.16%の引き下げマイナス改定や、健康保険法改正による70歳以上の者の窓口での自己負担割合の増加等、矢継ぎ早の法的改正により、経営的に厳しいことも事実でございます。

そのような中で、みやぎ県南中核病院は、平成18年4月にDPC、診断群分類による包括払い導入を東北地方の自治体病院として4番目に導入し、医療の標準化と効率化に取り組み、経営改善に向け努力をしております。

2点目、中核病院の患者への対応についてどのように見えていますかという点でございます。

中核病院は、開設当初より、開設基本計画の中で2次救急医療、高次医療の充実を図り、地域の保健・医療・福祉施設の連携により、地域完結型の医療を行うことを目指しております。現在、地元医師会を中心とした地域医療連携の推進により、かかりつけによる患者紹介を中心として、急性期医療に特化した医療を展開し、構成市町住民に対する救急医療については、24時間 365日対応しており、地域住民の安心を確保していると認識しております。

また、昨年策定された「みやぎ県南中核病院将来計画」においては、診療業績や近年の死亡原因の推移などを考慮して、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物、がん疾患ですね、を重点医療と定め、診療に当たっており、特にがん診療においては、東北地方でも数少ない、がん薬物療法専門医を中心に取り組んでおり、昨年成立したがん対策基本法に基づき、本年度中に地域がん診療拠点病院としての指定を目指しており、高度医療を担う中核病院としての役割を担っていると考えております。

病院スタッフの患者さんへの対応については、平成17年度の中核病院の入院・外来の利用者数は約16万 5,000人、付き添いや見舞いを含めるともっと多くの皆さんに利用していただいております。

特に、「親切な医療サービス」を病院の理念に掲げ、病院運営に努めております。その対策として、病院1階に「皆様のお声箱」を設置して、相談窓口の開設、患者サービス委員会の設置をして苦情等の対応もしておりますが、時としてご迷惑やご不便をおかけしていると感じております。日ごろより病院スタッフの研さんに努めてまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

3点目、町の財政状況などから、今後病院経営についてどのように考えますかと。

平成18年度末の未処理欠損金で50億8,000万円と予定される状況のもとで、平成18年度の構成市町村の負担総額は14億5,011万8,000円となっております。

柴田町の中核病院の負担金は、中核病院に払うお金ですね、平成18年度分で3億9,411万2,000円でございます。内訳としては、組合の管理運営に要する事務費負担金172万円、病院建設整備に要する経費事務事業負担金、建物を建てたときの負担金です、2億5,810万円、救急医療対応に対する管理費負担金1億812万3,000円、村田診療所における診療所負担金2,616万9,000円を年4回に分割して負担しております。

平成19年度については、構成市町村での負担金がふえておりまして、16億7,921万5,000円と前年度に比較して2億2,099万7,000円の負担がふえます。柴田町においても4億5,702万3,000円の負担見込みで、6,291万1,000円の負担が増加いたします。その分、一般会計はどこかでつじつまを合わせる必要があるということでございます。原因としては、病院建設時の起債償還ピークを迎えること、救急医療を受ける利用者の増加に伴う費用の負担が主な原因として挙げられます。

そのような状況下ですが、高齢化の進展とともに、生まれ育った地域内で安全・安心な暮らしを維持したいという希望と身近な地域で高度医療を受けたいとする要求が増加していることも事実でございます。そのような場合においては、近くにある高度医療施設の中核病院の役割が大きく発揮されます。

しかし、かぜひき、腹痛、切り傷のような軽医療には、無制限に医療サービスを提供できる状況ではございませんことを、利用者である住民の皆さんに説明して、選択してもらわなければなりません。

また、病院の収益改善に向け、経営改善の努力を進めつつ、住民の皆さんが安心して生活していくための行政経費の負担については、応分の負担は必要でありますので、柴田町の厳しい財政事情を勘案した範囲内で、今後とも負担しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君の質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 大変環境としては、今の季節は私にとっては最悪の季節なもので、鼻は出るし、花粉症でちょっと目が潤んで字がよく見えないかと思imasuので、ちょっと我慢していただきたいと思imasu。

17年度までの未納額と人数は、ただいま教育長の方からお聞きしましたけれども、これは17年度の給食費総額の何%に当たるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 17年度は、調定額が1億 5,725万 9,018円、それに対して収入額が1億 5,591万 7,435円ということで、昨年5月の出納閉鎖時期では、未納額が134万 1,583円ということで99.1%の収納率でございました。その後、18年度中に40万円ぐらいの滞納繰越分、17年度分の滞納繰越分をこちらで徴収しまして、17年度分の未納額としては134万円から、現在は98万 4,137円ということで、現在の収納率は99.35%というような形になっております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） ということは、1%にも満たない額ということなんですが、97人。それから、この中で経済的な理由、生活保護などが理由になって未納になっている件数というのはどれくらいなんですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） この世帯数、65世帯の段階では、まだ準要保護の申請をしていなかったわけですが、その後、学校、あと教育委員会の方から、そういう生活が苦しいということであれば準要保護世帯に申請ということで、5世帯11名の方々が準要保護世帯になっております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 5世帯ということで、この中から中学校、いわゆる義務教育修了ですね、中学校卒業後の未納というのは何件になるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 未納人数が97名、世帯数が65世帯となっておりますが、そのうちの上の学年に進んだ人数が32名、97名中32名ということで、65名の方々が既に卒業されたということの内容であります。

それで、金額等につきましては、例えば今3年生であれば、1年生、2年生の分が16年度、1

7年度というふうに入っておりますので、数字的にはちょっと押さえていませんが、この人数等については、卒業生と在校生、いわゆる65名と32名というような内容になっております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） そうすると、今現在、小学校、中学校に在学の件数というのは、この97名から引いた数ということなんですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 滞納繰り越しの考え方かと思うのですが、この17年度までの人数が97名、それで今3年生、もしくは中学校に入られていらっしゃる方々が32名というような内容でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 給食費未納者については、いろいろ意見があります。住所、氏名を公表したらいいとかいろいろあるんですが、私がネットのヤフーの意識調査というやつでちょっと、たまたまヒットしたということで見たんですが、これに対して投票数というのは、5万8,216人がこの意識調査にネット投票いたしまして、その中の1万437票、18%の人が、住所、氏名を公表すべきだというふうになっていました。それで、町では、保護者に対して、いわゆる全校、小中学校児童の保護者全員、未納の実態を、住所、氏名は別にしてですが、公表したり、これによって給食制度への支障があると、このようなことを明らかにしているということは、どうでしょう。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 現在、教育委員会、あと給食センターの取り組みとしては、それぞれの保護者からご理解をいただいて、そして学校と一緒に徴収等に当たっているわけです。それで、いろいろ学校給食の意義とか、その重要性というのを、PTAの役員会、総会、それから1日入学、その際には重々申し上げております。それで、未納者の方の現況とか、お名前はあれとしても、そういう日常的な納入相談に努めながら、そこまでの公表ということについては、今のところ教育的な配慮も考えながら考えております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 先ほどの私の質問の中で、本県で隣の角田市、丸森町、七ヶ宿町では、未納、滞納がゼロだったということなんですが、これについて、言ったら先進地視察という意味から、この3市町に担当課として視察、調査ということで出かけているということはありませんか。

すか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 今回の調査で、いわゆる角田市、丸森町、あと七ヶ宿町が未納ゼロということでございましたので、早速それぞれの市町に電話をかけたところ、それぞれ角田市、丸森町、七ヶ宿町につきましては、やはり給食の、先ほどもお話ししましたように、意義とか重要性、そちらにご理解いただいている保護者の方が多いと。事務局の方などのお話ですと、柴田町は先ほどもご説明しましたけれども、口座引き落とし、それから口座振り込みとか、それらをやっているんですが、いずれの市町もそれぞれ保護者がみずから、公正公平負担していこうと、そういう意識のもとで保護者が集めて、そして学校の指定口座に納めていると。そういう意識の違いがあるかなというふうに感じました。それぞれの角田市、丸森町の担当の方々も、なかなか、口座振り込みにしてほしいというふうな保護者からの要望もあるんですが、保護者といろいろ話をしながら、そうじゃなく現金取り扱いでやってほしいというようなことで進めているということでございます。うちの方も、そういうことを、これからPTAの役員会とか、保護者の方からも理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 行ってということではなくて電話ということですか。それで、この未納ゼロなんですけど、栃木県の佐野市では、滞納がゼロと市教育委員会が発表した後で、実はありましたということで、かなり教育委員会が非難されたということなんです。しかも、未納はゼロと言ったときの背景に、教材費や、教職員が補てんしていたということがわかったということなんだそうです。現場、特に学校では教育委員会には報告はしていたということなんですけど、教育委員会では、知らなかったとは言いませんけれども、「ああ、そうですか」みたいな話だったということで、本町ではそのようなことは、ないということですよ。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） それぞれ各学校の教頭先生方と教育総務課、それから給食センターの職員でもって、給食費未納者対策会議を開いております。その際に、校納金の取り扱い、それから給食費の取り扱い、それから学級費とか、副教材費、それらの取り扱い、それらで、正直、集める方法としては大体年10回ぐらいに分けて、そしてプールで集めているということでありまして。若干の調整はあるかとは思いますが、そちらである程度のやりくりはあろうかと思いますが、どこかで補てんするとかなんとかという、そういう話は情報としては得ておりません。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 先ほど、いわゆる給食費の未納の実態は、していないということですが、名古屋市の教育委員会では、02年の9月28日付の中日新聞に載っていたということですが、給食の食材に関する情報を学校を通して公開を決め、給食事業への理解を求め、滞納解消に一役買ったということが私の調べでわかったんですが、本町ではこのようなこと、つまり食材費購入の実態や給食費の重要さという意味で、いわゆるPRということをしていますか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） それぞれ毎月、給食センターの方の栄養士の方から、学校給食献立表ということで、児童生徒を通じまして保護者の方にやっております。この中には、献立、それからそのメニューの効果、それから食材の購入先、あと生産者のお名前なども載せまして、柴田産、あと仙南産、あと県内産というようなことで、それぞれ周知しております。

あと、定期的な学校間での、養護教諭とか、栄養指導等で栄養士が行って、いろいろ情報交換している状況でございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） ということは、いわゆる食材の購入、年間どれくらいの購入費であって、例えば野菜、米とか、そういった内訳というか、そういう公表をして給食費を納めてくださいと。率にして0.6になるかどうかの滞納者ということなんですが、いわゆる給食食材の購入の内訳ですね、献立表とか購入先とかいうことではなくて、例えば野菜を年間どれくらい買っていますとか、米をどれくらい買っていますとか、その辺の内容を一度保護者に対して公表して、給食費の未納が発生するとかいうことに支障を来しますといったようなPRの仕方をしてほしいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 購入する食材につきましては、毎年学校給食共同調理場管理運営審議会の方に、どこの業者からどういうものをどのくらい買って、どのくらいの金額になっていると、それが食材の何%を占めているということについては、ご報告しております。

また、それらの審議会の委員には、各小中学校の校長先生がなっておりますので、これらの情報を各保護者の方に流していただくというようなことでしております。

それで、徴収金が減ったから食材を減らすということの会計処理は、柴田町の場合公会計処理しておりますので、そういうことではなくて、徴収金が少なければ食材を減らすというシステムではないので、特に不安を与えないように、その辺は保護者の方には、地元産の野菜をこ

のように使っていますよというような形ではご報告しているという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 先ほどの教育長の答弁で、徴収方法、これが町内小中学校でそれぞれ手渡し、引き落とし、それからPTA、保護者が直接集めているということなんですが、この徴収の仕方を各学校に任せているということなんですか。それは、どうなんでしょう、いわゆる学校長が決められているということなんですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） この徴収方法につきましては、保護者、学校でおおよそ話し合いをしていただいております。それで、保護者にとって、このような形がいいなということで学校と話をし、そして給食センター、あと教育総務課ということで連携を図って、そういう方式をとっていただいているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） そうすると、特に校長が決められているということではないんですね。

それで、これは町として集め方が違うということから、統一して徴収するということは考えていないですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 町内の学校を例にとりましてちょっとお話ししたいと思います。が始まった当初のある中学校では、本当は現金取り扱いということでやってはいただいていたんですが、なかなか保護者が、いわゆる共働きということで、何とか口座振り込みと、引き落としということでやってほしいということがPTAの方で話し合われ、PTA総会で話し合われ、そして学校と調整した結果、そういう形になったと。それで、今9校中、それぞれの事情の徴収方法があるわけです。それで、現金の方が納税組合のように徴収率はよろしいんですが、かといって口座引き落としで悪いところがあるかという学校もありますので、その辺、現金、あと引き落とし、あと保護者が集金してやるとか、そういうことについては、まずもって保護者の意識、そちらの方を先にご理解いただくように教育委員会としては進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） それで、保護者が集めている、1校あるということですが、これについて現場の声ですね、集めているPTAからの声、評判というのは聞いていますか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 保護者の中の給食担当保健委員さんという方が、それぞれの地区の中に配置されていて、その方々がそれぞれの班員の方々のところを集めて歩くと。そうしますと、留守の場合もあれば、ちょっと大変だということも実際聞いております。

そのことは、先進事例であります角田市、丸森町、そちらでも同じような悩みがあるようでございます。それで、両市町とも、口座引き落としにしてほしいという要望も出ているということは聞いております。町内の中でも、そういうことをちょっと聞いております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 県内36市町村のうち3市町がゼロということなんですが、本町では、未納ゼロの学校というのはありますか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 未納のない学校につきましては、柴田小学校と槻木小学校の2校でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） この前、課長のところに話をいろいろお伺いに行きましたけれども、今、柴田小と槻木小だけがゼロということは、ほかが未納があるということになりますと、当然槻木中学校も未納があるということだと思んですが、いわゆる槻木小学校と柴田小学校から槻木中学校へ進学するわけですね。この2校がゼロなのに、中学校に行ったら未納が出てくるということに対して、どのように感じますか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） その辺は、同じ保護者が同じ児童生徒が同じ中学校に行くということで未納が発生するということになるわけですが、その辺は、うちの方としてもそれぞれの今未納になっている方々の原因というんですか、そういうことを考えますと、なかなか……。槻木小学校の場合は、それぞれ班員さんが集めて歩くということが外れると、まあ、そういうことなのかなと思いますが、なかなか引き落としまでいくと……、学校のPTAのやり方からすればですね、槻木中学校の場合はそういうことを求めたわけでしょうけれども、これからその辺も話をしながら、ただ3校中、特に悪いという学校では今のところないものですから、小学校から中学校に移る段階で、学校の方とも、PTAの方々ともちょっとお話を進めていきたいと思えます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、マイクを近づけて話ししてください。水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） やはり、いわゆる引き落としとか、こういう徴収方法が変わってくると

、保護者、集められる方の意識もそれと一緒に変わってくると。それがいい方に変わるんならいいんでしょうけれども、未納になってくるという。大体全国的に見ても、小学校6年間、中学校3年間、それで単純に当然小学校が多いかということ、実はそういう単純なことではなくて、小学校と同じか、あるいは半分以上は中学校での未納があるという、何か不思議な現象というかね。当然一家庭から小学生もいて中学生もいてということもあるんだろうと思うんですが。

滞納者に対する取り立てということではなくて、回収ということでは、督促とかということとはやっていると思うんですが、その結果は、どうなんでしょう、いわゆる卒業した、もう学校も出ていった家庭も含めて、その督促した結果はどういうふうな回収率といいますか、その辺をお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 督促等につきましては、18年度につきましては3回ほどやっております。6月、11月、2月にそれぞれ督促状の送付をしまして、その後未納者との相談会ということで努めてきております。

それから、先ほどもお話ししましたように臨戸訪問とか、あと電話による納入督促ということとしまして、17年度につきましては、先ほど134万円あったんですが、98万円まで縮減できた。その間40万円ぐらいの収入に努めてきているというところでございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 年3回の督促ということなんですが、督促は1カ月目、例えば在校……、在校でなくてもいいんですが、1カ月目、つまり1回の滞納で督促するというふうなことをしたら、徴収額も少なく、いわゆる額が大きくなって未納になるということがあるのであれば、1回やったら督促しますということは、していないということですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 今のお話は、いわゆる現年度分についての、例えば1カ月分、2カ月分、納めなかった場合ということかと思いますが、今、現年度分につきましては、学校の方で徴収等に当たっていただいている。あと、滞納繰越分、過年度分については、学校と連携をとりながら、教育総務課、給食センター等でやっているわけですが、学校の方では随時、2カ月、3カ月、3カ月かと思いますが、遅れた場合には学校の方から督促、催促状ということですか、そういうことで送ったり、あと電話で納めていただくようにということで、現年度分につきましては、そのような形で学校でやっております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 1回の未納では督促ということではなくて、催促というか、そういう形でやっているということなんです、現年度も含めてなんです、ひとつこういうマニュアルがあるというのをちょっと。福島県なんです、04年に県立高校の授業料未納対策として学校側に徴収マニュアルをつくって示したということなんです。それによると、1カ月滞納者には督促状の発行、2カ月滞納者には保護者に対する面接指導、3カ月で家庭訪問して納入を促す、4カ月で校長の判断により出席停止を命ずることができる。このようなマニュアルがあるんですが、今現在、学校に対してこういったような催促、督促のマニュアルといったようなものはつくってあるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 柴田町としては、この学校給食費未納につきましては、対策方針をつくりまして、なぜ未納があるのかということをもとにテーマとしまして、それで未納金徴収強化対策ということで、在校生に対する対策ということで5項目ほどつくっております。それから、卒業生に対する対策ということで、それぞれそれに基づいた担当、役割、それをつかまして、納期が過ぎたら学校から催促状を出すよと、それでも納めない場合は学校に来ていただく、それから面談をして分納確約を作成してもらおうと。それでも納めない場合には、今度は家庭訪問、臨戸訪問というような形でしております。なかなか、まだ在校生としている家庭に教育委員会、給食センター、学校でそろってお伺いするのもどうかということもあるんですが、一応電話とか催促状等で今対応しているということを決めた対策方針等をつくっております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） それに似たような形でということをやっているというふうに理解していると思うんですが、法的措置ということで、先ほどは本町ではないということですが、仙台市とか塩竈市も法的措置の制限をしていて、産経新聞の調べでは全国で12市町村がこの法的措置をとって請求額 3,000万円、270世帯になっていると。岩手県の滝沢村では、64世帯、950万円の支払い督促をして、このうちの40世帯が完納、分納に応じたということなんです、法的措置も確かにいいとは思いますが、滝沢村の場合、法的措置を導入してからの方が法的措置前よりも逆に未納額がふえたということなんです。私も、この法的措置というのは、かなり有効なのかなと思ったんですが、「町がそういうことをやるんなら、おれも払わね」みたいな形でふえたのかなという、何か逆説的な話になってきたということでは、本町ではやっていな

いということなので、回収額と訴訟費用というんですか、経費などから見ても、いいかどうかは別にして、今累積 612万円あるということですが、これがもしふえていくということであれば、やはりそれは検討はしているということでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 給食費の法的な措置ということにつきましては、平成12年12月に仙台市の教育委員会の方に職員が行きまして、仙台市でやっている法的措置等について話を聞いてきております。それを受けて、教頭先生方とつくっております対策会議等で措置もどうだろうということで相談もしましたが、学校の方としては極力保護者と、その納入について理解をもらっていくということで、法的な措置まではというご意見が強かったわけでございます。

それはただし、先ほども悪質な方につきましては毅然とした態度でということからすれば、そういう法的な措置もやむを得ないかなということはあるんですが、先進事例であります仙台市、あと岩手県の滝沢村、そちらの方の事務担当の方から聞きますと、これはそれぞれ仮執行、強制執行までは行くんですが、その後の預金、それから給与の差し押さえ、そちらまで職員等が手が回らないというところもありますし、簡易裁判所の方に申し立てする際、それぞれの申し立て手数料とか、特別送達とか、あと事務経費等を勘案すると大変なものも出てくるということで、なかなか効果的な面はどうかということの課題等も出ているのが現状でございます。

うちの方としても、これらの情報を得て検討はしております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） わかりました。法的措置をとる場合、言ったら、どうしても未納分をいただくということの意味よりも、支払うんだよという自覚を持ってもらうということが前提にならないと、ただ法廷闘争というほどじゃないですが、そういうふうになるということだと思っております。

この未納者に対して、たしか文部科学省のスポーツ青少年局長名で、今年1月24日に通達で、県の教育委員長へ未納者に対して就学援助制度への活用を奨励していますと。これも、就学援助制度も、朝日新聞の調べでは、東京、大阪では今4人に1人が受給しているという状態で、04年までの4年間で就学援助制度の受給者が4倍にふえていると。本町の場合は、これを受給されているのは、どれくらいの方がいるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 文部科学省の方からの通知の中には、そのように生活困窮であ

れば「教育扶助、就学援助制度の奨励」ということの一が入っております。それで、先ほどもちょっとお話ししましたが、教育総務課としまして、学校、あと保護者の経済状況を見まして、学校と相談しまして、この就学援助制度に入っていくように奨励しております。

ちなみに、平成16年の準要保護関係が153人、平成17年度が178人、平成18年度の現在が164人ということで、どちらかという増加しているという状況でございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） この言われた人数で、この中で、これがあって未納がなくなっているというふうに思われるのか、未納があってこの制度を受けているのかということは、わかりませんか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 先ほどもちょっとお話ししたかと思うんですが、今まで未納されていた方、経済的に苦しくて未納されている方、その保護者には、こういう制度があるので給食費が補助を受けると、こういう準要保護世帯に手続きするよということで移行した方が、5世帯、11名の方々がいらしゃるということでございます。ですから、先ほどの65世帯の中には、今現在、準要保護世帯でなっている5世帯の方々も、準要保護世帯になる前に未納している給食費は残っているという状況でございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） はい、わかりました。

会計処理の件で伺いたいんですが、私会計だということなので、ちょっと話、公会計ということになってくると、違うんだろうと思うんですが、参考までに、新潟県の佐渡市や燕市では、学校給食費の会計処理に関する規則というのをつくっているということで、先ほどお聞きしたかったんですが、中身としては、いわゆる学校で集めているということで、先生方の徴収の担当とか決めていたことなんですが、これは公会計ということになってくると、そこまではないんだろうなというふうに実は思っていました……。

一つお聞きしたいんですが、いろいろ徴収法を調べているうちに、私もびっくりしたんですが、クレジットカードの導入をやったら回収もふえるんじゃないかということなんですが、昨年の改正自治法によると、カードでの公金の納入も、たしかよくなったというふうに聞いていますが、未納者ということではなくて、学校給食費をクレジットカードで例えば、学校のこれにクレジットカードというのはなじまないものだとは思いますが、この辺についてどうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 先ほどの徴収状況のいい市町の例をとりますと、やはり保護者から給食の意義、重要性、そちらを考えていただければ、それぞれ現金等で集めていただいて、そして何とかそういう意識の、いわゆるアンケートでもありました、そういう低下のないような形を考えた場合に、クレジットカードというのはまだ時期尚早かなと思いますが、先進事例などもこれから参酌していきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 一たん最終的には集めて、どうだという話なんです、クレジットカードは、やはり学校という、教育という観点からも、ちょっとなじまないというか、余り考えてもしょうがないかなという気もしますけれども。

○議長（伊藤一男君） もう少しマイクの方に近づいて。

○3番（水戸義裕君） はい。滝沢村では、徴収に対して、給食費を1年以上滞納している保護者を対象にして、回収強化のために村長専決条例というのを改正して、村長の専決処分として議会の議決なしでできるというふうにしたということや、大衡村では、2月9日の河北新報で給食費の減免策が報じられています。北海道の三笠市では、給食費無料の意見書が採択されて、無料ということになりました。大衡村では、この減免の政策のために1,000万円を計上し、北海道の三笠市では1,230万円の予算を計上したと。本町の場合は、財政的に、これは財政と絡むので、ちょっと無理かなというふうには思うんですが、こういった給食費に対する政策と申しますが、これについては町としてはどのように考えますか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 大衡村、三笠市につきましては、聞いたところそれぞれ大分過疎化が進んでいると。そういう中で、定住策ということで給食費の無料化というようなことも言っておりますが、逆に法的措置をとっているという市町もある中で、なおかつ町においては1億5,700万円の食材、いわゆる徴収金を集めて、それからその何%かをというふうな状況には考えられない厳しい財政状況でもございますので、それにつきましては今後の検討ということになるかと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 時間もあれなので。教育は、教え育てる教育と、ともに育つ教育、未納者の親の方にも、それこそ教育、ともに育つということで、給食費の納入に理解をいただいて、滞納、未納がなくなってほしいと思います。教育ということで、きょう行くから教育な

ので、あした来たのでは教育ではないと。ましてや、給食費を払わないから子供は学校に行きたくなくなるといったことがないように、保護者と町とで連携して解消に努めていただきたいと思います。

次に、病院についてお聞きします。

先ほどの病院の地方自治体の運営ということでは、いわゆる不採算部門、救急とか高度医療ということの持ち分野ということで、1,074のうちの65%が赤字ということなんですが、本町分の、先ほど負担金も聞かせてもらいましたが、19年度がピークであるということは、今後はこの負担金よりふえないということではないでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 建設負担金の方はピークでございますが、実は救急医療がふえればふえるほど利用した市町村に対して、その分の割合で負担金が増加されますので、できればそういう救急医療にならないような健康づくり体制を十分していかなければならないというふうに思っております。ですから、救急医療なものですから、予測できないことは起こり得るわけですね。ですから、ここが最高だというふうに思いたいということでございます。建設費の方は最高だということでございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） ということは、ちょっと危ないかなという……。私たちに報告書ということで決算報告書が届いていますが、この中で、いわゆる累積欠損金ですね、これが16年には26億6,300万円、17年度が38億円ということで、18年度は、先ほど言われたように50億8,000万円、19年度でいくと、この前の予算で見ると60億円ぐらいになるような累積欠損ということなんですが、この中で、いわゆる医業収益、この累積欠損にはかなり多額の減価償却費が入っているためにこれがふえるということで、純粋に医療行為による収益を見ると、たしか……。これはいいです。ということでいくと、これだけ見て、本町の財布の中身から、いわゆる財政の中身から見ると、結構負担としては大きいかなと思うのですが、病院の決算状況ですね、民間の病院と比較して決算の中身を見るといったような仕組みというものはあるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） それでは、お答え申し上げます。

今後の病院の経営に関することのご質問でございますが、先ほど町長が、ピークを迎えるのが19年度というようなことの内訳につきまして、この病院につきましては、ほとんどが起債をもって開業スタートしてございます。その中で、短期の融資を受けていた公債費分が、19年度

でもって7億円ばかり償還を終えます。19年度各構成市町の負担金のピークというのはそのことで、それ以降は減るのは間違いございません。19年度で7億円の償還が終えます。それと、自治体病院云々というようなことですが、どうしても自治体病院につきましては、先ほど議員からお話ありました不採算部門を抱えます。議員もおっしゃいました救急医療関係、それプラス感染とか結核とかがんとか、そんな診療科目も抱えますので、常時待機してははいけません。あとメディカルスタッフ等につきましても、常時待機して救急に備えるというようなことで、その分が不採算経費の方で増加してくるというようなことをご理解いただきたいと思います。

あと、自治体病院と民間病院の対比云々ということですが、たまたま前年度に、全国の自治体病院協議会の会長さんで小山田さんという方がいらっしゃるんですが、去年8月にこの方の講演を聞いてございます。それで、つぶさに宮城県内の中核病院のことにつきましても経営分析をしていただきました。その中で、とりたててこの病院がどうこうということではないんですが、自治体病院は、一般論として一般会計からの繰り入れが、なかなか予定の繰り入れがいただけないことと、あと施設がどうしても豪華過ぎるといいますか、立派な施設でスタートしているので、その分の投資が損益計算書上、企業会計上減価償却費として費用計上しなくてははいけません。でもって、その分が経営的には、収益計算書上は減価償却費が赤字です。それで、今のこの病院の会計ですが、一般会計に置きかえた場合、当年度の支払いは当年度分の収入で十分賄っています。その企業会計上、こういう損益欠損が発生する。というのは、会計上の仕組みからというようなことをご理解いただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） わかりました。

ところで、病院の院長1名、副院長が3名でしたか。たしか、それはいずれもお医者さんというか、男性の方なんですが、この副院長の中に看護部門、看護師部長というんですか、師長さんというんですか、こういう方を入れようというふうなことは、管理者の一人として何か考えがありますかでしょうか。

というのは、ほかの病院というか、看護部門は、要するに先生の数よりはるかに多いわけですね、今190人ぐらいいるんですか、先生が35人。これに、医療課を横断して仕事をしている看護師さんたちの代表ということで、看護師を副院長に入れたことによって非常に病院経営と患者さんに対応する仕方が変わってきて評判がよくなったというふうなことが、私の調べで、病院事業管理者の武 弘道という先生が述べているんですが、中核にこういったような、副院

長に看護師部門の代表というような形で雇用するということは考えているかどうか、今後その辺をしたいと思うかどうか、その辺をちょっと聞かせていただきたいなど。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 詳しく、副院長に看護部長がなれるかどうか、ここはちょっと調べないとわからないというふうに思っておりますが、もし可能であれば、当然男性だけの副院長ではなくて、女性が入るとするのはやぶさかではございませんが、この人事に関しましては、やはり院長と、それから管理者、これらの方々が中心として、院長の意向が多分大きく反映されて病院自体を経営すると、運営するということになるかというふうに思いますので、私としては、組合の会議で、議会からこういう提案があって、ぜひとも、もし可能であれば副院長に女性の看護部長を入れるように申し入れはしていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） そういった意味では、今言ったように病院の経営が非常に好転したという事例もありますので、ぜひ提案していただきたいと思います。個々の自治体立病院が、先ほど1,074と言いましたけれども、このうち看護師が副院長になっている病院というのは18しかないんですけれども、あるということは、病院組合の規約の中にそういうことはだめだということであれば別なんですけれども、実際そういうことではメリットが非常に多いということなので、ぜひこの辺を提案していただければというふうに思います。

時間もあれなんですけど、病院機能評価ということで、財団法人の日本医療機能評価機構というところで、2004年に中核病院の評価結果を発表しているんですが、これによると、おおむねよい病院というふうに評価されています。

ただ、もう一つ、この辺はもうちょっと頑張してほしいというのも当然あるわけですね。例えば大規模災害時の対策としての薬剤の在庫管理の仕方とか、集中治療室の体制ですね、今後、集中治療室専任医師の確保がされると機能が一層向上するものと思われるとか、さまざまな評価がしてあります。それから、他部門との業務分担や連携については多くの分野で連携されているが、成果は十分に上がっていない。検討する仕組みがあるので、今後に期待したいということから、病院の監査、これについても評価しております、外部監査は議会議員1名と学識経験者1名により実施されているが、公認会計士による監査ではないということで、この辺を公認会計士を使うべきではないかといったような評価がされています。実際、病床全体の稼働率も80%以下であり、少なくとも85%以上の稼働率を期待したいというふうに言っています。監査については、公認会計士を使うというようなことは、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 中核病院、最近は病院の機能というんですか、そういう医療技術については相当高度なお医者さんが来ていただいて、機能は大変高まっているというふうに思っております。ですから、お医者さんの卵の方々も中核病院で研修したいということで集められるようになっております。また、がん・薬物医療という専門分野も、これから取り組んでいこうということがございますから、地域の高度機能の拠点としては、大分高まっていると。一部問題なのは、患者への対応の仕方、あと患者側の利用の仕方ですらトラブルが多くて、町長に苦情の投書がいっぱい来ます。ここを改善していけば、経営にもいい面が出てくるのではないかなというふうに思っております。

そうした中で、病院経営、副管理者として私も決算を見させていただいておりますが、実際に病院経営の中身は、残念ながら全くわからないというのが実情ではないかなというふうに思います。これには相当数の専門的な知識がないと病院経営、もちろん組合の経営は我々は監督できますが、病院の中身の経営、これはやはり今の監査制度では、問題点を把握できることは難しいというふうに私は思っております。やはり中核病院が赤字を抱えている以上、専門的な立場から経営改善の方法、こういうものを指摘してもらわないと、このままでは最終的には自治体が赤字負担ということになりますので、これは管理者、副管理者の中で重要なテーマとして今後議論すべきだということを、この議会から申し入れがあったことを伝えていきたいというふうに思いますし、積極的にその働きかけを柴田町からやっていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） はい、わかりました。よろしくお願いします。

時間もラーメン1杯ができて上がる3分ということになりましたので。

自治体病院は、いわゆる政策医療ということで、一般の医療とはかけ離れて、ある程度の赤字はやむを得ないというふうな空気があるということも、実際そうなんです。高度医療高度医療といっても、最近MRIとかCT診断などは、昔は公的病院、そういうところでしかできなかったんですが、現在では一部の民間の診療所でも提供が可能な技術となっているというふうな評価もありますので、今町長が言われたように「患者への対応が悪い」、よく私も聞かれます。先生が踏ん返り返っているとか、看護師さんに聞いたら、何かつっけんどんに話されたみたいなことも聞いていますので、今言ったように高度医療もあちらこちらにでき上がってくるということになっていくと、当然競争されます。昔は医は仁術ですが、今は医は算術だ

と言われますので、今各自治体も財政難もありますので、病院の方の経営も好転させていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて、3番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、12番小丸 淳君の質問を許します。

直ちに質問席において質問してください。

〔12番 小丸 淳君 登壇〕

○12番（小丸 淳君） 12番小丸 淳です。

大綱2問についてご質問させていただきたいと思います。

第1問目。地域における行政機能の受け皿づくりについて。

分権時代を迎え、権限と責任がそれぞれ国から県へ、県から市町村へと移譲される方向に進んでおります。

いまや、町も住民自治の観点から、あるいは昨今の行財政の事情から、「住民でやれることは住民で」「地域でできることは地域で」「どうしてもできないことは行政にお願いする」ということにならざるを得ない時代になってまいりました。そのためには、地域の受け皿づくりが必要であり、喫緊の課題となってまいりました。

しかし、この受け皿づくりは、一朝一夕で成るものではないと想像されます。特に、財政再建プランにあるように、行政区長制度の見直しが行われ、平成22年度から実施予定ということであれば、曲がりなりにも本制度が活着している間に、行政区長を入れて早期に、かつ優先的に取り組んでいかなければならない課題だと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目。ウォーキングコースの安全対策について。

健康づくりのため町内各地区に手ごろなウォーキングコースが設定され、町民が生き生きとウォーキングを楽しんでいる様子を見るにつけ、大変結構なことだと思っており、設定にかかわった関係課の労を多とするものであります。

しかしながら、コースの中には、狭い道路を車とすれ違いながら歩かなければならない大変危険な場所もあり、町民から「何とかならないものか」と相談を受け、過去の質問でもただした経緯があります。

町長は、ウォーカーの安全対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 小丸 淳議員にお答え申し上げます。

2点ございました。第1点目、地域における行政機能の受け皿ということでございます。

地方分権や人口減少社会から、住民ニーズに対応した公共サービスや、ふえるさまざまな地域の課題を行政主導で解決していくことが、もはや困難になりました。

そこで、町は行政中心のまちづくりを根本から見直し、町民や企業、ボランティアやNPOなどの各種団体等の力を十分に引き出した地域の課題解決を図る協働によって埋め、解決していくまちづくりを進めてまいりました。

そうした中で、議員がおっしゃるとおり、まちづくりの担い手となる地域の受け皿づくりは大変緊急な課題でございます。受け皿として考えられるのは、これまでの町内会や自治会など、そういった組織がございます。そうした組織が、まちづくりの基盤の核として、地域の力を発揮することが大切でございます。地域の力のリーダーとして位置づけられているのが、町と行政区とのつなぎ役のほかに、町内会、自治会などの長を兼務しているのが行政区長でございます。今後、それぞれの兼務に専念できる環境を整えるため、行政区長の役割はどうあるべきなのかを含め、制度のあり方を検討してまいりたいと思います。

もう一つの受け皿の考え方として、単位行政区だけでは解決できない問題、幾つかの行政区が一緒の方が効果的に取り組めるなど複数行政区を対象とした受け皿も必要です。現時点では、小学校区単位が地域自治組織として望ましいと考えております。ここで言う地域自治組織とは、住民自治の強化、住民と行政との協働の推進を目的とし、ある程度の予算と権限を持つ組織と位置づけます。一例として、現在幾つかの小学校で活動しているふるさと推進協議会があり、交流、親睦や文化活動、中には環境問題や健康づくり運動など、既に社会的機能を発揮している組織もありますので、ここを自治組織として強化できないか検討してまいります。

今後、地域が地域課題の解決に向けて主体的に力を発揮し、住民自治の基盤となる町内会、自治会や地域自治組織のあり方、担い手となる地域リーダーのあり方、そして事業資金の仕組みについても考えていく必要がございます。

財政再建プランに掲げている行政区長制度の見直し、地域総合補助金制度の創設については、住民自治基本条例の策定と並行して、行政区長を主体とした委員会を立ち上げ、お互いが納得できる制度づくりを平成19年度から取り組んでまいります。

第2点目、ウォーキングコースの安全対策でございます。

町では、16年度から3カ年にわたり、槻木地区、船迫地区、そして今年度船岡地区にウォーキングモデルコースを設置いたしました。船岡コースは、桜並木の下を歩くという、まことに

快適で景観もよく、春には爽快感を満喫できるコース設定ができたものと思います。

確かに、議員ご指摘のとおり3コース内に危険箇所と思われるところがあることは承知しております。船岡コースの白石川両岸は、車両の通行も多く幅員も狭いことから、町民の方からも、危険で集中して歩けないとの苦情もあり、日曜日、祭日だけでも交通規制をしてほしいことを、時間帯規制等の要望が出ているところでございます。特に、白石川右岸堤の町道船岡土手内41号線は、東北リコー等の会社に勤務する従業員の通勤路として利用されている路線ですが、さくら船岡大橋が平成17年11月15日に開通されたことにより、交通経路に変化が見られます。これを受け、平成18年12月、ウォーキングモデルコースに設置いたしました。これらの経緯を踏まえ、ウォーキングコースでのウォーカーの安全対策としても重要であるとの認識から、私が昨年12月25日に大河原警察署長に直接当該路線の交通規制の必要性をお願いしているところでございます。

また、沿線住民の一部の方々が生活道路として利用されている状況にありますので、地区行政区長や沿線地域住民の皆さんと相談、合意を得ることを前提に、交通規制を所管する公安委員会や警察にさらに要望してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君の質問を許します。

○12番（小丸 淳君） 第1問目なのですが、第1問目は財政プランの審議を通じながらいろいろ考えておりました。住民自治といいますか、住民と協働といっても、なかなかこれは難しいなど。実は私も経験をしておりますので、現在の柴田町の現況から、この地域の受け皿づくりという取り組みは、本当に早くやらなければいけない。それこそおしりに火がついているんじゃないかなと、このように思って、早く体制づくりをしなければいけないということでこの質問をさせていただきました。

今回、財政再建プランに基づいて行政区長の見直しがこの3年間で行われるわけですが、40行政区の区長さんのうちで交代する予定の区長というのは何名ぐらいいらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） まだ最終的にはそろっていないんですけども、今のところ半数に近いのではないかと見ております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今ご答弁いただきましたように約半数が交代になるということになりますと、それこそ今までの経緯なりいろいろ知っている方というのは大分いなくなるわけです。

ね。したがって、本当に早くこれに取り組みないと大変なことになるなと思っております。

それで、この最後の行政区長に3年間かかって受け皿づくりを信託するわけでありませうけれども、現在、柴田町には自治会とか町内会とか、住民自治組織として託するに値する単位組織というのはあるのか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 単位というふうなことでございますけれども、実は平成17年11月に各行政区長さんとのヒアリングをさせていただいた経緯がございます。その区の経営状況等々については、非常に多岐にわたっているというのが実態です。それで、ほとんどが会の運営の方法と申しますか、それらは規約に、あるいは会則に基づいてそれぞれ運営されているというふうなことで、当方では、そのときのまとめの資料なんですけれども、区会というのが一番多い名称で27、当然会則が定まっておりました。それから、呼び名は自治会ということで、これは5行政区でございます。それから、町内会ということで、この名称をつかってございますけれども、それらも会則というふうなことで8行政区ということでございます。そういうふうな組織の中で、皆さんがおのこの規約に基づいている活動されているというのが、中の実態と申しますか、そういうふうなことでとらえております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今、自治会、あるいは町内会、区会ということなんですが、これは行政区長との関連は、ほとんどつながっているというふうに解釈していいのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 規約を見ますれば、会長さんイコール区長さんというふうなことで運営されているというのが実態です。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 私は、実は行政区長を仰せつかった当時、住民から、犬のふんのことやら、ペットのトラブル、あるいはごみのポイ捨て、それからごみの散乱、あるいは雑草だとか、それから泥棒がよく入ったんですね、今は余り入らないんですけども、泥棒が入る、あるいは隣家との争い、これが非常に多いですね。あるいは、ぼやなんかもありましたが、そういった地域の課題がたくさんあったわけです。実際、行政区長がそれらを処理できるかといったら、なかなかできないので。と申す、私のところは自治会も町内会も何もありませんから、直接区長が処理しているということでやりました。

その当時、私は、この住民自治組織を何とかして、今の行政区長の規則では、区長というの

は、この住民自治組織のような内容になっていないので、これは何とかして住民自治組織をつくらなければいけないということで、いろいろ考えました。だけれども、なかなか自治組織というのは難しいんです。そこで、当時、まず地域のコミュニティづくりから始めなければいけないだろうということで、教育委員会にお願いをしまして、コミュニティづくりのためには何か分館を開設していただいて、そして分館を通じて地域のコミュニティづくりをやろうということで始めました。おかげさまで、かなり地域連帯が整ってきたんですが、整ってきたところで分館が廃止になったものですから、そこで途切れて、それ以降失われた期間ということになっております。

当時、住民自治組織を実は私もいろいろ調べてみたんです。調べた結果によりますと、データ的には昭和55年、自治庁当時、自治会というのが約8万、約30%、町内会とか町会というのが7万、25%、それから部落会というのがあるんですね、これが約4万7,000で17%。この部落会というのは、いわゆる昔の農村集落、これがそのまま部落会に移行したというふうに言われておりました。それから、区とか区会、これは柴田町の行政区とちょっと違うんじゃないかと思うんですが、調べたあれには、明治時代に市町村というのが幾らですか、かなりあったんです。7万1,500ぐらいあったんでしょうか。それが明治の合併で1万8,000になったというときに、その7万幾らあったやつが、それぞれ区とか区会というものに移行していったというふうに書かれていました。それが約18%。それから、その他として親和会とか親交会、親睦会、あるいは地域振興の振興会、そういうのもあります。そういうその他として2万6,000ですか、約10%ぐらいありました。それが、合計して大体27万5,000。それは自治庁当時ですが、今度は自治省になって、平成4年でしょうか、1992年、これで調べたところによりますと、自治会がぐっとふえまして、これは9万8,000、約33%。それから、町内会、町会が9万4,000で31.6%。それから、部落会というのがぐっと減ったんです。これはやはり都市化の関係じゃないかなと思うんですが、これが2万7,600ぐらい。それから、区とか区会、これが大体前と同じように5万、16.8%。その他というのが、これまた大体同じで2万9,000、約10%、同じですね。総計しますと、住民自治組織というのは約30万ぐらいできたんです。ぐっとふえたんです。これは、特にふえたのは、先ほど言いましたように自治会がちょっとふえたということと、それから町内会、町会がふえたということですね。

それから、今度自治省が総務省になった平成14年、これは私は議員になった後なんですが、調べたところによると、自治会が物すごくふえたんです。自治会というのが11万4,000、38.5%。これは、新興団地、住宅地がやはりふえたんだろうということで、急激に自治会という住

民自治組織がふえました。それから、町内会、町会というのは、ほんのわずか減ったんですが、それでも8万3,000、部落会は極端に減って1万5,800、区、区会は大体同じ、その他も大体同じということで、やはり時代の変遷とともに自治会というのがふえてきたという状況にあります。それに引きかえて、いわゆる従来からの農村集落、こういったものが極端に住民自治組織は減ってきて、町内会かなんかに移行していったんじゃないかなと、このように思います。

設置された時期もその当時調べたんですが、私は、町内会とか自治会なんていうのは、戦後できたのかなと、こういうふうに思っておったんですが、そうではなくて、驚くことには、住民自治区の設置時期というのは、戦前に約9万ぐらいあったんです。その約30万のうちの9万ぐらいは、戦前にできておったと。だから、戦後に少し、4万5,000ぐらいふえてきたと。ふえたんですね、プラスして。逐次ふえていって、現在、現在も昔と余り変わらないんですが、今は30万、一番最初調べた時期には、昭和55年では27万ということなんです。ですから、かなり昔からあったんです。これが、我々も子供のころ町内会があって、その町内会長以下、いろいろな行事をやっているのを見ておりました。見ていて、その中でお祭りをやったりいろいろな清掃活動なんかもやりましたですね。そういうのをやってきたんですが、よそは結構存続しているんですが、なかなか、私の知る限りにおいては、柴田町ではこういう住民自治組織が育ってこなかった。こなかったというか、過去にこれだけありながら、何でこの町はこうなのかなと思うんですが、これは行政区長制を敷いたために、そういった自治組織というのがだんだん後退をしていったのかな、そういうふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まず、自治組織という定義がはっきりしていないと議論がかみ合わなくなるというふうに思っておりますが、ある程度一定のエリアを持って、そのエリアの中で組織的に人が集まって意思決定ができると。そして、意思決定をしたことに対して、その地区の人たちが従うと、それが自治組織と言われて……、私はそういうとらえ方をしているわけですね。そうした場合、日本の農村社会を見ますと、昔は部落とかありまして、その中では農作業というのが基本のございましたので、それを中心に、作業を中心に、あと収穫際とかお祭りとか文化ということで、ある程度地域の中で意思決定機関というのがあったのだらうと、それが今で言う自治組織に該当するのではないかなというふうに思っております。

ところが、農村社会が崩れてきまして、そしてそういうコミュニティーも失われてきた中で、都市部の方では新たに、今、小丸議員がおっしゃったように隣との関係がいろいろ問題が

あって、ある程度地域の中ではお互いに連携していこうというふうにして生まれてきたのが、自治組織ではないかなというふうに思っております。

ただ、依然として柴田町の農村部では、契約会というところが地域のいろいろな問題を意思決定している場面もございます。ですから、柴田町でも、いろいろ地区によって呼び方も違うし、意思決定の仕方も違うし、その意思決定の範囲も違うのかなと、いろいろな種類があるのではないかなというふうに思っております。

そうした中での行政区という、これはある程度の一定のエリアを持っているわけです。その意思決定をしているのは、実は区長ではなくて、本来は自治会長さん、いつもこの場で議論しているとおり、地域の自治会はその区の人たちが会長さんを選ぶということです。民主的な手続きによって会長さんを選ぶと。その会長さんが、その地区の意思決定の中心的役割を果たすわけです。これは、町長とは対等であるといつも申し上げておりました。区長というのは、その区から推薦を受けた方を区長として町長が任命する場合がありますし、町長が適当と認める者ということで区長を選んでおります。初めのうちは自治会長さんと区長さんが別なところもございましたけれども、今はたった1カ所、分かれているのは1カ所になりました。それだけやはり行政が指名した区長さんの仕事がだんだんふえてきておって、自治会長さんとの役割分担が明確でなくなって、そして今のような状態になっているというふうに考えております。ですから、柴田町は、住民自治組織ということであれば各区会、町内会、これはほかの町よりも私は機能していると、十分機能していると。このレベルアップを図るのが、実はこれからの住民自治基本条例にきちんと法的に位置づけをとというのが私の考え方でございます。今、任意組織でございます。ですから、柴田町は、そういう意味で住民に一番近い、ある程度の組織は町内会と、自治会と、いろいろ呼び方ありますが、今の制度、これはほかの町よりも充実しているというふうに私は思っております。もちろん、すべてではございませんけれどもね、地区によっては温度差はあります。これはあると思います。ただ、充実はしているというふうに思っております。

今回、特に民主的に、区長の選挙については今まで一部陰で、役員会で決めてそのまま提出して区民は知らないというようなことがありましたので、前回から必ず総会にかけて推薦を出してほしいという仕組みに、前回の区長さんの推薦、変えました。今回も、それに従ってやっていただいておりますので、そういう代表選び、それから代表を選んだ中での区長の推薦については、民主的な手続きでやられてきているので、そういう意味で自治というのは少しずつ蓄積されてきているというふうに解釈しております。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後 1 時、再開いたします。

午前 1 1 時 5 2 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開 [午後 1 時00分 19番 大沼喜昭君 入場]

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番小丸 淳君の質問を続けます。小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ちょうどいいところで途切れてしまいましたので、ちょっと続くかどうか分かりませんが、あと私の後に 3 人ほどおりますので、今日中に一般質問が終わらないと困りますので、その辺考えながら質問します。

今、柴田町も、先ほどのご答弁によると住民自治組織、いろいろな形のものがあると。それで、その中身も、業務のやり方なんかも、それぞれいろいろなやり方でやっているということでもあります。実は先日、これは 1 月でしょうか、栗原市の記事がちょっと載っておりましたが、これは全国的にもそうだと思うんですが、柴田町も今度総合補助金というような形で、地域に今までばらばらにやっていた交付金を、まとめてやるとかということによってやっていくわけですが、栗原市の場合も、この資料を見ますと一括交付金に今度すると。それで、今、栗原の場合も行政区が 255 あるんですね。255 あって、そのうちに自治会というような住民自治組織があるのは、約半分しかないということなんです。それで、交付金は、そういう住民自治組織である自治会に交付をしたいということで、あと残りの自治会のないところは早く自治会をつくらなければいけない、創設を目指すというような記事が載っておりました。我が柴田町も、多分まだないところもあるし、それから、あってもまた不完全なところもあるだろうから、やはりこの 3 年間かけてしっかりとした住民自治組織を確立しなければいけない。

さらに、先ほど町長からの答弁もありましたように、その自治組織の連合的な組織もつくっていかなければいけないということで、かなりハードルが高いものがあるのではないかと思うわけです。

それで、今それぞれ自治組織に、将来行政サービスの一端を担ってもらおうというふうに見えるようですが、どんな業務を自治組織に担ってもらおうと考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） それでは、私の方から総論ですね。今、小丸議員がおっしゃったように、まず末端に40の自治会、今柴田町の行政区がありますよね。その上に、今言っている住民自治組織、これは地域自治組織と言った方が本当は正解に近いんですが、それをつくって、その連合体として、まちづくり協議会でもいいし、まちづくり委員会でもいい。その考え方は、私と本当に合っているところでございます。

その中身については、まだこれから、議員おっしゃるとおり区長さんと中身を詰めて、そしてやれるところからということでございますので、今私の頭に想定しているのは、もう始まっている敬老会活動とか文化活動とかスポーツ活動、これは各行政区でやっております。それから、健康づくりも始まってきております。できればこれに、地域の草刈りとか、電灯が壊れたとか、そういう地域でできることは、ある程度権限のもとに財源を付与してやっていってはどうかというイメージでおります。これについては、議員おっしゃるとおり区長さんを交えて、どこまでやれるか、これは各地区温度差がありますので、その内容については軽重があると思いますが、そういう形で進めさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） これも、実は私が当時自治会なり町内会をつくってみたいと思ったときに、これは昭和55年、自治庁当時の調査からとった資料ですが、このときは27万ぐらいの住民自治組織が全国にあったわけですが、その複数回答で投票をもらった中をずっと見ますと、清掃とか美化、清掃活動あるいは環境美化ですね、そういったものは85%ぐらいの団体がやっております。それから、防災、防火、防犯活動、こういったのが63%。それから、交通安全51%。それから、街路灯、防犯灯の設置・補修、そういったものが66%。それから、道路の維持補修、こういったことも約50%ぐらいの組織がやっております。もちろん集会所の管理というのは約90%やっている。これは今、柴田町の場合も、集会所の管理は多分 100%指定管理者にして行われているだろうと思います。

それから、あと各種行事ですね、盆踊りだとかお祭りとか運動会とか、そういったものが82%。それから、文化、体育、スポーツ活動、こういったものが62%。あと敬老会、子供会、こういったものを組織としてやるというのが61%ぐらいある。これを見ますと、ほとんどのいろいろな事業、今町がいろいろやってくれているようなものを、ほとんど地域におろしてやってもらっているんだなという感じを受けます。その濃淡はちょっとわかりませんが、事業项目的には、かなりのものをこの住民自治組織におろして、昔から結構やっているんだなというふうに私は感じました。

それで、私は当時、これはなかなかとてもこの地域ではこれだけのことはできないな、町におんぶに抱っこでやっていただこうというふうに考えたわけです。ということで、これらの業務を果たして町として、これから区長さん等と調整をしたり話し合いをしながら、どの程度のものができるかな、このように思っているわけです。その辺ちょっと、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 最初は、たしか小丸議員が区長をしていた時代、こんなには、地域ではそんなにみんな関心がなくて、やれないよといった記憶がまだ頭に残っておりました。フランスのパリッシュですね、あの質問、今でも頭の中に覚えているわけですがけれども。そうした中で、今回も、今ご指摘にありました中でも交通安全、これは交通指導隊というのが中心になってやっていたんですが、防犯との絡みで自主的に、「見守り隊」というのは、役所が音頭をとらないでも自主的に東船岡小学校でできました。それが各地区に広がってきたという実績がございます。それから、自主防災組織、これは役所が一応指導はしましたけれども、各6区とか、船迫でも29区でしたか、データがちょっと忘れましてけれども、平井区長さんのところでも、みずから地域防災組織の訓練をやるということで、少しずつ自分たちでやれることはやろうという区長さんを中心に動きが出てきているというふうに思っております。ですから、柴田町で今挙げた中でやっていないのは道路の補修、これぐらいで、あとはほとんど各行政区で何らかの形で、濃淡はありますが、実施できるものだというふうに思っております。これに意思決定機関、それと先ほど申し上げております住民自治基本条例の中に、こういう住民自治組織をきちんと位置づけてあげれば、私はほかの自治体よりも一步も二歩も進んで、こういう地域活動が盛んになるというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） こういう事務事業といいますか、これらが本当に地域で行われていけば、すばらしい地域になるな、こういうふうに思っているんですが、これらは非常に私は難しいのではないかと。やはり地域づくりは人づくりというふうに昔から言われているわけですが、これらをうまく取りまとめて運営をしていく。もちろんリーダーになる人というのは、とても全部できるわけではありませんから、それを組織づくりをして、そして住民の気持ちの中へ取り組ませる意欲を持たせる、これは非常に難しい話なんです、それをやっていかないことには、なかなか住民自治、あるいは地域自治というのは、うまくいかないんじゃないかということを考えております。

そこで、将来に向けて、それぞれの組織づくりに関しての、いわゆる人づくりといいますが、これをどのように考えているかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 組織づくりにつきましては、まず柴田町は、町内会、行政区の問題点把握ということから始めさせていただきました。これも初めてではなかったかと思います。全部の行政区長さんのご意見等を職員がヒアリングをして、まず組織の問題点というものを把握させていただきました。そうした中で出てきたのが、実は住民自治基本条例の勉強会ということからスタートしまして、北船岡の人たちを中心に勉強会に取り組んできておりますし、また実際に住民自治基本条例をつくる会という組織をつくりまして、その中でも勉強会をして、いよいよ自分たちで理念とか、それから参加のルールをつくるということでございます。その住民自治基本条例をつくる中でも、やはりいろいろな方がいらっちゃって、濃淡もございます。ただ、そこを対話をすることによって、制定過程の中で人づくりというものが私は進んでいくのではないかなというふうに思っております。

また、町内会のあり方につきましては、これはシンポジウム等、既存の組織、人づくり、こちらを生かしながら啓蒙活動に努めていくというふうに思っております。

特に今回は、区長さんが半分ぐらいかわられるということでございますので、区長さんの役割というものをきちんと認識していただくために、十分にこれからの柴田町のまちづくりのあり方、行政区のあり方、行政区長のあり方、自治会のあり方等勉強していきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今、住民自治条例づくりに参加されている方というのは、いっぱいいらっしゃるわけですが、公募されたと思いますが、その中に行政区長さんというのは何名ぐらい占められているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 行政区長さんは、たしか4名です。具体的にいきますと、5区の区長さん、それから11C区の区長さん、20区の区長さん、それから29B区の区長さんということでお入りいただいているというふうな状況です。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 4名の区長さんで地域づくり、まちづくりが、うまくつくられていくというふうに考えられておりますでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど言ったように、住民自治基本条例というのは、議会の議会基本条例と我々の行政条例をミックスした形でつくっていきたいと所信表明演説で申し上げたところでございます。ですから、住民自治基本条例の理念とか考え方の中で、今その条例づくりが進んでおります。これからは、具体的な地域の組織づくりということを考えております中で、小丸議員がおっしゃったように、これは実際に現場の自治組織の運営のあり方にタッチしている区長さんに多く参加していただかなければならないということで、今回の提案は大変ありがたく受けとめて、それを同時並行で運営させていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 住民自治条例をつくる会の中に4名入っていると。それはそれとして、やはり行政区長さんだけの、今40名いるんですか、40名を集めて、ワークショップなり、あるいは研究会なり、そういったものを頻繁に開いて、これからの住民自治のあり方、あるいは住民自治組織の中における業務のやり方、そういったものを勉強していくご計画があるかどうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まさに、小丸議員がおっしゃるとおりの方向で進めないと、うまくいかないというふうに思っております。ぜひ小丸議員にもご協力いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ぜひ、私は側面的にしか見ておりませんが、やはり本気になって、先ほど言ったような事業をそれぞれの地域でやってもらう、行政サービスを本当に担ってもらうんだということであれば、その行政区長さんの人づくりといいますか、まずそこから始めて、それからそれぞれの地域の組織づくりなり、あるいは地域の中の組織に入ってください人の人づくり、そういったところにだんだん段階をおろして、やはり人づくりをしないことには、なかなか地域の事業というのはうまく回っていかないのではないかと、このように思っております。

そこで、要望ですが、今度行政区長さんも半分かわるということでもありますので、ぜひその辺を、毎月1回ぐらいの会合を開いてやっていかないと大変だと思います。

それで、実は町内会をつくれという動きがあったんでしょうか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 再度、恐縮でございますけれども、町内会をつくれとい

うふうななにか……、意味合いというのは、ちょっとわからないんですが。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今そういう住民自治条例ということで、だんだん地域で組織をつくっていくという雰囲気にあるものですから、多分そういうのがあったんじゃないかと思うんですが、某行政区では、町内会の規約をつくったんです。実際だれがつくったか。ある個人がつくっているんです、一人で。それを、今度この規則でやろうと思うということで、ある総会にかかったと。ところが、総会に集まった人は全然わからない、だれがそれをつくったんだ、いつどういうふうにしてつくったんだと、こういうことで大いにもめたということを聞いております。やはりそういうふうに組織をつくれつくれということになってくると、そういうことに走っていくのかなと思いますので、下から盛り上がっていかない組織というのは、絵にかいたもちになっていくんじゃないかなというふうに思います。したがって、しっかりと区長を取り込んでつくっていく、何事も組織づくりをしていくというふうにしないと、何か空回りをしたり、絵にかいたもちになったということになりかねないなというふうに思います。その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 町内会の規約をある方がつくったというのは、ちょっと確認させていただきたいんですが、行政区の中ですね、今既存のある行政区の中で新しい町内会の規約ですか、それを提案されたのか、我々が目指してある、まだ決めておりませんが、コミュニティ単位、小学校単位に考えております地域自治組織、この規約を提案されたのか、その辺が明らかでないと、ちょっと答えようがないんです。その辺がわからないので、もう少し詳しくお願いします。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 多分町内会をつくれというようなことになったんだろうと思うんです。それで、じゃあ町内会規約をつくらなければいけないということで、ある特定の人が命ぜられて規約をつくったと、こういうことじゃないかなと思います。したがって、それは、余り上の方からそういう自治組織をつくれつくれということになってくると、下の方はそれに従わなければいけないだろうと思って、作り出すのではないかなと私は思うんです。そういうことでつくられたのだろうと私は思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） そういう雰囲気の中で、行政区の中に多分、また小さな単位の町内会と

いうものをつくろうという動きが出て、それには規約が必要だろうということで提案されたのかなというふうに思っております。そういった意味で、これは町が町内会をつくれと命令したわけではなくて、我々が目指す地域の自治組織、町内会を単位として、もう少し広目の地域自治組織を考えているのが我々なんです、それと町内会、もう少し行政区の中の小さな単位の町内会、これを影響を受けて自主的につくろうとした動きにつながったのかなというふうに考えているところでございます。ですから、今は町内会、行政区ですね、行政区の中のある程度集めたやつを、うちの方は地域自治組織というふうに位置づける、もっと広い意味での組織づくり。

ところが、この考え方は、行政区の中での町内会、うちの方で例えて言えば下名生と中名生が一つの行政区になっているんです。それで、あと契約会が二つに分かれているはずなんです。そういうイメージで、この町内会も、余り行政区が広いので、ある一定のエリアの方々が集まって、その中に町内会をつくろうという動きだったのではないかなと、ちょっと推測なんです、そう思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） そうすると将来、今栗原あたりは行政区の中に約半分くらい自治会がないので、自治会をつくれということで自治会の創設をことし考えているというんだけど、柴田町も何らかの名称のものをつくれというふうに考えていますか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 栗原市の場合は、恐らく、合併をしているものですから、旧町がなくなって、そこに地域自治組織ということで、ある程度法的にこれは認められた組織でございます。それを今からつくろうという動きになっているのではないかと私は推測をしております。

柴田町の場合は、地域自治組織は法的な組織ではございません。その法的なものではなくて、住民自治基本条例がもし制定されれば、その中で仕組みとして位置づけたいというふうに考えている組織でございます。ですから、つくれということではなくて、各町内会が五つある小学校単位に集まって、もう一つ上のコミュニティの自治組織、今で言うふるさと推進協議会、あの組織をモデルに、あれをもう少し自治機能を加えた形でできればと。これは、役場がつくれというのではなくて、下からの盛り上がり、今議員おっしゃったように人づくり、組織づくり、そして盛り上がり、これをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 栗原の場合は 255の行政区があるというんですけれども、これは多分、

合併のあれではなくて、やはり柴田町のような行政区の意味じゃないかなと思うんです。その行政区の中に自治会のあるもの、ないものとあって、その自治会をつくらせて、これから出すところの一括の交付金をそこの自治会で運用してもらうんだと、そのための自治会をつくれということじゃないかと思うんですが。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） じゃあ栗原の方をもう少し調べさせていただきたいと。

私どもは、今の行政区、これを細分化して自治会というイメージを持っていないんです。今ある行政区の、もう少し上の段階での組織づくりというものが需要ではないかというふうにイメージをしております。ですから、ふるさと推進協議会、あれにはいろいろな区の区長さんも入っております。そして、文化活動をやったり、レクリエーション活動をやっていますので、そこを確認したいというふうに思っております。ですから、行政区の中の小さな自治会、ここを補助金の対象にするというのは、今想定はしていません。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） そうすると、財政再建プランのときには、今までそれぞれの行政区に出しているお金、それを今度は総合補助金、ばらばらに出しているのを一つにまとめて出すんだという答弁がありました。その辺ちょっと相違しているような気がします。

○議長（伊藤一男君） 財政再建対策監。

○財政再建対策監（加藤嘉昭君） 先ほど町長がお話ししました、将来的には小学校区単位の地域自治組織ということで、総合補助金ということも考えておりますけれども、今回のプランでは、議員おっしゃるように今行政区単位にスポーツ文化活動奨励金とか、敬老会事業、その他環境美化とか、いろいろな補助金が各課からばらばらに行っているやつを、とりあえず今回は行政区単位に一本化して、総合補助金としてやりましょうという考え方でございます。町長がお話ししたのは、その上にもう一歩進んだ場合に、小学校区単位の地域自治組織ということで、また違った総合補助金ということで考えているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） もう少し聞きたいんですが、時間も時間ですので、次の項目の方へ移らせていただきます。

ウォーキングの関係ですが、実は私も、おかげさまで三つつくっていただいて、これは教育委員会の方だと思うんですが、生涯学習課でしょうか、本当にいいコースをつくっていただいたなということで感謝しております。

ただ、先ほど言いましたように、あそこの土手のところが、やはり後ろから車が来るので、怖くて歩いていられないというようなことがあります。何とか公安委員会との調整で、申し入れたということではありますが、その結果どういうことになるのか、もう返事を聞いているのかどうか、あるいはどういう方向に行くのか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。

現実に私どもの方で、今現在、右岸側の土手といいますが、大体幅員が 2.8 から 4 メートルぐらいの道路でございます。現地は一方通行の交通規制がかかっております。現地を確認したんですけれども、その中で一番交通量が多いといいますが、使っているというふうな時間帯なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、近隣に東北リコー初めの企業がございますので、その通勤コースに使われているというふうなことで、現地にお住まいの方々のお話もちょっと聞いたんですけれども、大体 7 時半から 8 時半、多くて 9 時、一部時差出勤があるというふうなことになりますと 9 時半ころまでというふうな流れだそうです。

それで、じゃあ通行止めをしてもどうかというふうなことで、現実的に現地は 4 軒の持ち家の方、あと 2 軒の貸家の方がございます。普通の生活道路として入ってくる進入路はまた、2 メートルぐらいの入り口はあるんですけれども、車が実際住宅に入っていく場合については土手を利用して、そこで使用しているといいますが、そういうふうな利用されている方々です。それで、日中はほとんど車の流れがないというふうなことで、いろいろ聞き取りといいますが、利用されている方にちょっとお会いして話を聞いたところによりますと、全面的に通行禁止された場合はどうですかという話をしたんですけれども、当方の方では車だけというふうなことなので、許可車両車といいますが、そういうふうなことであればと。全員ではございませんけれども。

またあと、公安委員会の方に申し入れをいたしましたら、2 月 27 日だったと思いますが、返答が参りまして、公安委員会の方で交通量を調査してみますというふうな返答をいただいています。ただ、回答はまだいただいていないんですけれども、とにかく交通量を調査しますということで返答をいただいているというふうな状況です。今いろいろ調べますと、そういうふうな状況だと。それから、あそこは 1 本中に入りますと、土手内幹線と言いまして、リコーに真っすぐ行く道路があります。それは、一部通学路にもなっているというふうなことで、公安委員会の方では、その辺のあたりも確認しますというふうな返答はいただいているという状況です。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 大体わかりましたが、やはり朝、時間規制をびしっとやって、あとは通行禁止ということもできない処置ではないのではないかなと私思うんですね。あと、日中通る数軒の生活道路として使われる住民の方というのは、何か許可証みたいなのがあれば通る。しかし、それもそんなに頻繁に通るわけじゃないでしょうから、安全上は問題ないのではないかと。やはり時間規制で一時朝あれるのと、あと生活道路として使われる方のみ許可するという形にすれば、かなりの安全確保はできるんじゃないかなと、このように思います。そういう処置を一つ早急にとってもらいたいと思っていますが、これは前に質問したときも、さくら大橋ですか、あれができたときに、流れも変わるだろうから検討しますという答弁をいただいているんです。あれからしばらくかかっていますね。したがって、もう少しスピードを上げて、ぜひやっていただきたいなと思っていますが、その辺ご答弁お願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まさに、要望はずっとしておったところでございます。私も直接署長にお話をいたしました。そのときの警察の考え方は、地域の中でそれを規制されて困る人がいるはずだから、地域の区長さんを中心に話し合っ、て、まず要望書を町長に上げて、町長もやってほしいということがあると、公安委員会では規制をしやすいということだったものですから、中島区長にお願いして、地域の意見、もちろん反対意見はあるんでしょうけれども、大方地域でもいいですという文書を持って町長に上げてほしいということを示しておりまして、それが近々上がってくるのかな……、調査中ということでございましたので、早急に公安委員会の方に届けたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ぜひそれはスピードを上げてお願いしたいなと、このように思います。たまたま町も今度交通安全条例が提案される予定で、交通安全確保のためのいろいろな施策を講じるんだというふうにならうとありますので、本当にいい機会でないかな、ウォーキングの安全確保のために非常にいい機会だなというふうに私も感じておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

次に、もう一つ、前にも質問させていただきましたが、太陽の村に上がる、船迫保育所から上がる場所ですね、これも結構細い道路で、特にあの道路は傾斜がかなり厳しいんです。したがって、上から車が来る場合は、万が一滑った場合には、滑るということはないかもしれませんが、冬場は滑りますね。ことしは暖冬で雪もなかったせいもありまして、非常によ

かったんですが、まさに歩行者の安全を脅かすという感じがします。あれも当時、あそこを管理している歩道……、林道ですか、林道を管理している車と、あとあそこの神社のいろいろ維持管理をする人たち、そういう人たちに許可証なりなんなりをぼっと与えて、その人たちに許可証とともに、あそこのところの入り口封鎖のかぎを渡しておけば、あけて入って、終わったら戻ってこれるのではないかと、そういう施策があってもいいのではないかとということを質問したはずなんですが、前向きに検討するというご答弁ありました。その辺が今どうなっているのか、それもお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（大久保政一君） 林道上野線の関係かと思います、団地から太陽の村に上がる。それで、小丸議員の方から一般質問の中でありまして、一番最初に運転者に対して注意を呼びかけようということで、「歩行者おります。運転注意してください」ということで、実は看板を立てました。その後、ちょっとなくなったりしているんですけども、春ということで、これからウオーキング、すごくいい季節になろうかと思います。それも含めて対応していきたい、検討していきたいと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ぜひ、ちょっとスピードが遅いような気がしますので、ひとつスピードアップして対応していただければ非常に素晴らしいウオーキングコースになっていくだろうと思いますので、利用者も安心してウオーキングできると思いますので、ひとつスピードを上げていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） これにて、12番小丸 淳君の一般質問を終結いたします。

次に、13番星 吉郎君の質問を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔13番 星 吉郎君 登壇〕

○13番（星 吉郎君） 13番星 吉郎です。

これからの柴田町のまちづくりをどう描き、地域産業の活性化をどうみているのか。

全国の自治体では、国による地方財政の三位一体改革に伴い、行財政の方向を変更し、事業の見直しと歳出の削減に追われております。

無論のこと、我が柴田町においても、昨年を振り返ってみると大変な年であったかと思えます。変更は、すべてにおいて削減であり、事業も継続事業のみであり、あすの明るい希望に満ちた行政でなければならないのに、暗いイメージだけが先行し、しかも、言葉の端には夕張市

にならないように削減しよう、削減が一番よい方向だと47項目の財政再建プランを打ち出し、平成19年度5億3,450万9,000円を削減していこうとしているが、行政サービスにどう対応していくか。

宮城県は、行政戦略として富県宮城の長期ビジョン・富県宮城の実現、産業活性化の方向性を打ち出し、厳しい県政ではあるが、一步前進を描き、県のよさを前面にして、知事がみずから先頭にトップセールスをして実践していこうとしている。何とすばらしいことだろうと思います。

そこでお伺いいたします。

1) 去年は、削減策に奮闘してきた柴田町であり、その削減策をこれから3年間実施していくが、削減ありきではない長期ビジョンやプランを考えていないのかお伺いいたします。

2) 地域経済の発展は、農商工業を無視しては図れない今日であります。この不景気から脱することのできない企業や商店が、少なからずあります。削減策の職員給料の5%カットは、町内商店街の景気を左右するのではないかと。

3) 町長は、財政再建対策町民懇談会で、住民からの「工場誘致を考えていないのか」との問いに、「工場を誘致しても法人税は大したことはないし、柴田町に土地を求めてくる企業はない」との答弁でした。確かに税そのものは少ないが、企業の雇用が地域経済に与える影響は大いにあるのではないかと。近隣市町では、企業の誘致を積極的に進めているのに、なぜそう語るのかお伺いしたいし、無論、誘致だけでなく、現在操業している工場、企業の動向を把握する努力をすべきではないかと。

4) 都市計画道路新栄通線が完成に向けて進んでいるが、どうも槻木地区は生活関連道路の整備が後回しとなっているのではないかと。こんな時期に話を出すのはどうかと思いますが、今から策を練ってプランづくりをしていかなければいけないのではないかと。槻木の町民が一日も早く願っているし、バイパスからの槻木市街地へのアクセス道路の取りつけをどのように考えているのかお伺いいたします。

5) 日本の誇る伝統・文化の再興は、未来への投資です。国から、平成18年度ふるさと文化再興事業地域伝統文化伝承事業として、県内各地の神楽や神舞が認定され、獅子頭、笛、和太鼓、衣装代として、8市町9団体に総額745万4,995円の助成金が交付されました。当町にも話をかけたんですが断られたと聞きました。各地域のまちおこしにぜひとも必要だったのではないかと。なぜ断ったのか町長にお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1点から4点まで町長、5点目は教育長。町長、許し

ます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 第1点目から4点目までお答えいたします。

第1点目、これからの柴田町のまちづくりをどう描き、地域産業の活性化をどう見ているかと。

第1点目、削減ありきではない長期ビジョンやプランを考えていないのかという点でございます。

町では、平成13年度を初年度とする柴田町新長期総合計画を策定し、平成17年度には、その後期計画として、平成18年度から22年度までの後期基本計画を策定いたしました。後期計画の策定段階において、町財政が大変厳しい状況である中で、継続事業を優先的に実施することとして、新栄通線道路改良事業、富沢11号線、二本杉町営住宅建替事業、鷺沼排水区公共下水雨水処理事業などを盛り込んだ計画といたしております。

また、ソフト面では、住民自治、協働を中心とした施策を展開していく内容として、健康づくり、ごみ減量作戦、子育て支援、企業誘致、美しい環境創造プロジェクトを五つの重点プロジェクトとして位置づけをし、施策を展開するとともに、後期基本計画で挙げました施策をできるだけ早く実現できるよう努めてまいります。

柴田町新長期総合計画は、平成22年度が最終年次であることから、平成23年度を初年度とする新たな長期総合計画が必要となります。策定に当たりましては、財政再建プランの進行状況や財政状況にもよりますが、平成26年度以降には財政が好転することが期待されることから、さらなる行政改革を実施し、経費を削減する中で投資的経費を生み出し、生活基盤整備や学校施設整備などを優先的に、身の丈に合った計画を心がけてまいります。

2点目の削減策の職員給与の5%カットは、町内商店街の景気を左右するのではないかとという点でございます。これは、大坂議員に昨日お答えしておりますので、繰り返しになりますが、お答えいたします。

現在、役場の職員は319名在職しており、うち約78%の251名の職員が町内に在住しております。確かに、平成19年度から3年間、職員の給料が5%カットになり、町内在住職員の給料とボーナスの総額で、年間約7,080万円の減額となりますが、宮城県の消費購買動向調査報告書から柴田町の消費購買動向を見ますと、約44.6%の町民が地元商店街から日用雑貨品を購入しているものと思料されます。あえて試算しますと、本町における平成16年商業統計調査の年間商品販売額は約491億円であり、このうち町内における消費購買動向から推計いたしま

すと、職員給料の5%の影響額は、年間約3,100万円となるものと試算され、年間商品販売額の約0.06%を占めるものであることから、職員給与のカットが商店街に及ぼす影響は、もちろん心理的な影響はあると思いますが、一概に職員の給料5%が町の景気を左右するというものではないというふうを考えております。

3点目、財政再建対策町民会議における町長の答弁と工場・企業誘致動向を把握する努力をすべきではないかについてでございますが、本町におきましては、船岡工業団地、神明堂工業団地、北部丘陵工業団地の三つの工業団地と槻木工場適地があり、活発な生産活動を行っているところでございます。これらの工業団地には、企業を誘致するには安い土地、優遇措置、支援センター、情報の発信、人材育成、マザー工場など、工場、企業が来やすい条件の整備を図るとともに、金融関係の資金援助等の諸条件の整備も必要と考えているというのは、きのう大坂議員に申し上げました。要するに、企業はただセールスをすれば来るということではないと。きのうもお話し申し上げました。それには、奨励金、宮城県では10億円ですが、隣の福島県は35億円、神奈川県は80億円、それから三重県は90億円、要するに奨励金というものを用意しなければならない。それから、今は来た企業の税金の免除ということも、その条件になっております。それから、工場団地の整備ということも条件になっております。

また、企業を誘致しても、契約社員という可能性がございますので、今行財政改革をやるうとしているときに、そういう工場誘致の甘い期待をするということを戒めるために、今の工場誘致の条件等をお知らせしたつもりでございます。ですから、工場誘致はしないというわけではなくて、即効性に問題があるので時間がかかるために、財政再建計画に基づき早く経常経費を削減して、その削減したものをもちつて投資的経費、要するに工場が来やすいような奨励金制度、税金の免除、工場等の施設整備、関係道路等、下水、水道、そういうものをやるということでない、うまく回らないということをお願いした次第でございます。ですから、工場をしないというものではございませんので、工場を誘致するためには、それなりの資金と政策が必要ということでございます。

このようなことから、柴田町も企業優遇条例というものを整備したり、環境・リサイクル産業の進出と振興を目的としたエコファクトリー構想を行い、企業が進出してくれるような環境づくりに取り組み、積極的にアピールをしております。このエコファクトリー構想を奨励しますと、県から奨励金がもらえるということでございます。

企業の動向把握につきましては、情報収集及び情報の発信、関係課及び関係機関との連携がとて大切でありますので、県の企業誘致を担当している産業立地推進課やエコファクトリー

等のリサイクル企業に詳しい資源循環推進課と連携を図り、情報を収集するとともに、町内の各事業所の共通事項をもとに連絡調整をしている柴田町工場等連絡協議会、柴田町商工会内の製造業、建設業で組織している工業部会、町と企業等が定期的に情報交換を行っているB・C会、町内の各金融機関、宮城県経営者協会仙南支部、仙南職業訓練センター、これは私が会長でございますけれども、連携を密にして企業の動向を把握するよう情報の収集に努めてまいります。

4点目、槻木地区の生活幹線道路の整備のプランづくりを今からしていくべきではないか。これも、昨日、大坂議員にお答えしております。簡単に申し上げます。

コメリからの槻木市街地の道路、私も柴田町が整備するだけだったら可能性が高いのではないかというふうに思いましたが、バイパスの工事が大変だということでございます。これは、国土交通省のご意見もこれから賜りながら進めていかなければならないと。当面は、槻木の大桥下の閉鎖道路の開放に力を注いでまいりたいというふうに思っております。

5点目は教育長から答弁させます。

○議長（伊藤一男君） 5点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 5問目、ふるさと文化再興事業、地域伝統文化伝承事業助成についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと文化再興事業の地域伝統文化伝承事業は、地域の伝統文化の継承発展のための伝承者などの養成、それから祭りの用具の整備修理、映像記録等の作製などを支援し、地域の活性化を図る目的の文化庁の事業でございます。

平成18年度の事業につきましては、平成18年2月27日付で文化庁より各都道府県教育委員会教育長宛に事業周知の通知がありましたが、宮城県教育庁文化財保護課では、申請に要するマスタープラン等の作成が完了しなかったため、19年度に向けて通知することにして、18年度は県内各市町村及び伝統文化保存団体等へ通知を出さなかったということでありました。

18年度追加募集についての通知につきましても、県教委は同様の考えのもと、これまた通知を出さなかったということでありました。その後、滝口町長に地元選出国會議員から、本事業の情報をいただきました。

しかし、この事業の委嘱団体は、市町村や保存団体、その他の地元関係者から構成される実行委員会等でなければならないことや、しかも原則として、拠点地域ごとに1団体とするとの規定がありましたので、県文化財保護課との協議の結果、今回は大河原町教育委員会が県南13

市町の実行委員会の代表になることとなったものであります。それにより、平成18年8月11日付ファクスにて、大河原町教育委員会生涯学習課から、本事業の追加要望について8月25日提出期限の連絡が入りました。

要望案件をまとめるに当たって、町内の該当する団体からしばたの郷土館に寄せられていた槻木きやり保存会の山車を保管する場所がなくて困っていることや、富沢地区の磨崖仏お堂の屋根修理の要望について県文化財保護課に確認しましたところ、残念ながら本事業の対象にはならないということでありました。

また、このほかに緊急な要望はございませんでしたので、今回柴田町からは申請をいたしませんでした。県南の13市町のうちで、今回申請したのは8市町でしたが、柴田町を含めて5市町は申請をしませんでした。今回の申請は、本事業の申請組織として、宮城県ふるさと文化再興事業実行委員会を立ち上げて申請したものでございます。柴田町といたしましても、来年度に向けて再度、町内文化財保存団体と協議をいたしまして、本事業が該当する団体の計画的な広報活動等積極的活動に取り組んでまいりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 星 吉郎君の質問を許します。

○13番（星 吉郎君） これから、いろいろ考え方があるとは思いますが、槻木に住んでいる私どもといたしましては、やはりかなり後回しにされているのかなという感じがするものでありまして、その辺からちょっと質問させていただきます。

長期ビジョン、町は無論ですが、県、そして国も、いろいろな格好で計画のある将来性に向けての政策、そして考え方を出しているわけでございますが、昨年のいろいろな財政再建の考えの中で、かなり前向きに進まないような、金があるとかないとかという感じではなくて、考えの中に町プランが全然出されていないなという感じがするものでありますから、その辺をもう一度町長にお聞きしたいなと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり正しく予算を見ていただきたいなというふうに思うんです。柴田町、きのうもお話ししましたが、一昨年にはさくら船岡大橋が完成しております。ほかの自治体ではないですね、最近橋が完成したと。それから、新栄通線、これも30億円をかけまして整備をしております。これについては、なぜこちらの方が優先されたかについては、きのう大坂議員にお答えいたしました。本来は、槻木の駅前からバイパスへ抜くのを、私が土木にいたときに平成17年度に完成させるはずだったのが、政策的にこちらを優先させてしまったということがございます。それから、船岡保育所もできます。ですから、やはりこれ以上です

ね、前向きに進まないでいるというのは、よくわからないと。これからも、実は富沢11号線もやるんです。北船岡のコミュニティ施設もやります。ですけれども、収入に合わせてやっていかないと、また同じ繰り返しをするので、今回は投資的経費に合って計画をつくっていかねばならない。その原点に戻らない限り、また同じ繰り返しをしたのではいけないというふうに思っております。ですから、前向きに進まないということであれば、前向きに進む事業、それを上げていただければ考えていかなければならないと。それは26年度以降ということになります。ぜひお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 星 吉郎君。

○13番（星 吉郎君） わかりました。いろいろな格好の考え方がございますでしょうが、これまで各地区各地区で要望等というような格好で、我々も一般質問してきたわけでございますが、その中の項目であってもカットされ、そしてまた、じゃあカットされたから翌年にはそれが再興していくのかなと思うと、それも全然議題にもなにもならないと。そういうような格好で進むものでありますから、ぜひとも、我々の要望は町民の要望でありますので、その辺をちょっと耳を立てていただきまして、前向きに検討していただければ幸いと思います。

2問目の商店街の活性化であります。やはり5%カットは、商人は大変厳しいものと我々受けとめているわけでございます。年間、町長の答弁で話されました310万円の購買云々と言いますが、商人は今大変な時を迎えている今日であります。無論、名取にできましたダイヤモンドシティがオープンしたし、それで近隣は大型店がいっぱいあるものでありますから、商店が本当に過疎化になっているのが今日であります。そういうふうな中で、この5%がいかにか商店の売りに影響するか、その辺は商人でなければわからないのは無論であります。その辺ですね、活性化させるための方策をお伺いしたいなと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり行政が商売をするわけにはいかんということは、たびたびこの場で申し上げております。柴田町は、その環境づくりのお手伝いはしますけれども、経営をやるかならないかは、やはり経営者が常に情報を集めて、時代の消費者のニーズをつかんで、いい商品を安く、これが基本ではないかなというふうに思っております。

ただ、それだけではいきませんので、平成19年度では、頑張る商店の方々のために、診断とか経営指導を受けられる繁盛店になるような施策展開を、今回100万円で計上させていただいておるところでございます。ですから、まずは商店街の人たちが、やる気を出すと。そして、何が問題になっているのか、やはり行政にお知らせしないと、先ほど言ったように経営者の気

持ちがわからないということであれば、当然経営者の方々が文書に書いて、町長にどんどん情報を提供していただいて、お互いに話し合っていないといけないのではないかなと思ってい
るところでございます。ですから、こちらは経営者の気持ちがわからないという前提で話を進
めていかないと、商店街の経営手法というのは、また別な考え方とか能力が必要でござい
ますので、そこはお互いに行政の立場、経営者の立場をうまく対話を重ねながらやっていく必要
があるのではないかなと。そうでないと、なかなか大型店の進出に地元の商店街が対応するとい
うのは難しい時代になってきているというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 星 吉郎君。

○13番（星 吉郎君） 今ショッピングセンター、近隣にどんどんと出てきておりますが、その
ショッピングセンター、無論そういうふうな商業施設が今大変な過渡期になって、これから
どんどんどんつぶれていこうと私は思うんです。そんなときに、つぶれてから行政が出
るのではなくて、もっと前向きに診断しながら、そしてまた、そのぐあいを見ていきなが
らしていかないと、かえってそういうふうなところに金をつぎ込まなくてはならない、そ
ういうふうな活性化をさせるために行政がてこ入れをしなければならぬ、そんな時期に入
ってくると大変でありますので、そういうふうな見地から、やはり行政もその中に入っ
て、いろいろ相談にのっていただければ方向性が出てくるのかなと思っておりますので、
ひとつよろしく願いいたします。

3問目の財政再建懇談会で、ここに書いておきましたが、町長は工場誘致、先ほど説明いた
だきましたが、他町はいろいろな格好でやっている。例えば、これはできるかできないかわ
からないのでありますが、村田の場合はアウトレットモールを、これは夢見ているような構
想でもあるが、一つのリフレッシュとなって町を活性化させる。そして、うわさが人を呼
んで議論し合う。そこにいろいろな人がつぎ込んでくれば、一つの方向策が出てくるの
かなと思っておりますが、当柴田町におきましては、削減ありきで、なかなか金がない
からできないというパターンの一色に染まっているような感じがするものであります
ので、その辺の構想プラン、何かないか聞きたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） アウトレットモールですね、要するにきちんとその企業の動向とか、
ほかの町のことを言っは大変申しわけないんですけども、議会の方できょうは特別会計
をやめましたということを考えていただきたいと思います。ですから、やはり世の中
の動向をきちんと見据えて、結局、混乱したかどうかわかりませんが、いろいろ新聞
報道によりますと、そ

う会計を認めるべきではないとかいろいろやり合ったようですけれども、結局何も残らなかったというふうに、今現在ではですね。ですから、やはり企業を誘致する場合の動向というのを我々は共有して、単に誘致誘致の時代ではないんだということを、はっきりきのうも申し上げました。企業は、もう新しい土地、新しい場所には、人がいるところには行かないんだということなんですね。それは、私もいろいろな仙台のサークルに入って、経営者の方々が来ると、町長、今までのやり方をやってたんでは来ないよと、見てみなさいと。シャープとかトヨタはどこに行っているのと、みんな東北に来ませんよと、そういう考え方をやっているから来ないんだよと、企業の経営者の方々にもアドバイスをいただいております。ですから、やはり企業を誘致するためには、きちんとした工場団地を造成する、そのときには安い土地を提供できる、そういう体力を生み出していかないといけないということです。地権者の方々にも、やはり少し、損して得とれじゃないですけども、安く提供して、地域全体でもうかったら、そういうもうけ方というんですか、そうしないで、土地はとにかく高く売ろうと、これでは競争に負けます。ですから、町民の中にも、本当に工場誘致をするなら、自分の土地を安く提供して来てもらおうと、そういう覚悟はなかなか難しいと思いますが、それが一つ。

それから、役所の方も、高く土地を買って安く売れば、その分ほかの税金が回りません。そういうことを考えてもらわないと、きのうから子育て支援、それから高齢者の医療対策、一般財源がどんどん必要だということです。そのときに、工場誘致を優先させて、高い土地を買って安い土地を提供すると、その一般財源はなくなるわけですから、そういうことも総合的に勘案しないと、財政再建というのはできないし、財政再建ができないような町には企業は来ないんです。そういうことも理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 星 吉郎君。

○13番（星 吉郎君） 無論いろいろな考えがありますから、それはいいんですが、4番目に移らせていただきます。

槻木道路の件であります、私は一般質問でコメリから入る提案はいろいろな格好でしてきましたが、大坂議員への答弁で、15億円かかるんだという都市建設の課長から答弁いただいたのを聞きながら、今再度にわたって質問しているんですが、道路の引込線の関係では、別にあそこだけが道路の入り口ではないと私は思っているんです。ここに課長さんたちが21名いますが、その中の11名は槻木の方ですよね。やはりそう思ったときに、この槻木、我が……、同じ柴田町であるんですが、やはり槻木には道がついていないんですね、バイパスから入る道が。そのためにも、ぜひとも入る道路を確保してほしいなと思いますので、その道路でない案をひ

とつお願いしたいなと思います。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今のご質問の内容なのですが、コメリ以外の路線で検討したことがあるかという質疑ととらえてよろしいですか。（「はい」の声あり）今、星議員おっしゃるとおり、前の構想段階では、都市計画街路まちづくり委員会の中で示された経緯があります。ただ、新栄通線の絡み等々がありまして、町長が先ほど答弁申し上げたとおり前後したということもあります。

ただ、コメリの部分なのですが、現在、信号機がついております。信号機があるんですが、やはりバイパスタッチする部分においては、今現在、山パンの部分並びにコメリの部分の2カ所が信号があるということで、その位置を考えながら、ここですとどうにか拡幅も可能であるし、右折レーンの設置要請が国土交通省からあった場合も対応可能だろうということもございまして、コメリの位置が一番よろしいかなということで路線を想定したわけです。

ただし、きのうご回答申し上げたとおり、かなりの費用負担があるということがあるものですから、今度周辺状況、再度現場の方を確認させてもらいながら、今議員がおっしゃったように槻木の議員さんのご意見も踏まえながら、路線の方を再度検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 星 吉郎君。

○13番（星 吉郎君） そう言われますと、何とも言いようがないんでありますが、ぜひとも、町民は、やはりバイパスから入る道路をどこか探しているんですよ、模索しているんですよ。それで、大橋からの側道ですね、とまっています。あの道路だって、いろいろな格好ではできないような構想は、話は聞いたんですが、地元に住んでいる方々の協力が得られないと、あそこもなかなか難しいというような格好で、あそこを左に曲がったらどうかという案を私は出したいなと思うんです。あそこを真っすぐ行きますと警察にぶつかりますから、そこを左に行きますと六軒小路に出ていくと。そんな格好のパターンも、案としては考えてほしいなと思うんです。これは一番の近道なのかな。というのは、例えば東京とか白石から来ますと槻木の入り口はどこですかといったら、白幡1件しかないし、あと四日市場に行って戻るような格好の町に入る道路しかない。バイパスから入るところはどこですかと言われたときに、なかなか、いやどこでも入れるんですが、他町から来ますと進入道路がちょっとわからないんです。その意味からも、そしてまた、槻木の活性化のためには、やはり道路を一つは確保しておきたいなと思いますので、その辺をちょっと検討していただきながら、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤一男君） これにて、13番星 吉郎君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後2時25分から再開します。

午後2時12分 休憩 〔午後2時12分 18番 加茂力男君 退場〕

午後2時25分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

9番佐藤輝雄君の質問を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔9番 佐藤輝雄君 登壇〕

○9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄です。

住民自治は、町民の生活の安定と安心にあり、住民基本条例がなければ何も出来ないという考えは間違いである。

今回の柴田町の財政破綻を見たとき、滝口町長の柴田丸のかじ取りはどうだったかを検証してみました。

しばた広報でのメインとサブタイトルで軌跡を追ってみました。

平成14年7月、初当選。美しく魅力あふれる町づくりを目指して。

平成15年新年のあいさつでは、美しく、元気で、にぎわいのある都市づくり、まちづくりです。都市づくりと書いてまちづくりと読んでいます。みんなで作ろう新生柴田町。

平成15年度町長施政方針。美しく、元気で、にぎわいのある町を、みんなの手でつくること。

平成16年新年のあいさつ。ガバメントからガバナンスのまちづくり。住民自治基本条例の制定に向けて。

平成16年度町長施政方針。ガバメントからガバナンスのまちづくりへ。

平成17年新年のあいさつ。自立した市民社会の実現へ向けて。

平成17年3月、合併破綻。

平成17年度町長施政方針。住民が主役の自治体づくり。住みよい地域社会の実現へ向けて。

平成18年新年のあいさつ。未来に向けたビジョンを明確化し、力強く前進。

平成18年度町長施政方針。行財政運営の見直しで財政健全化を。新長期総合計画後期基本計画を策定。

平成19年新年のあいさつ。住民自治が息づくまちづくりへの挑戦。自立に向けた財政再建プ

ランの実践。

このような5年間のメインタイトル、サブタイトルを見ただけでも、合併や財政再建よりも、何がなんでも住民自治基本条例づくりだというのがよくわかります。

今回の町民懇談会で私が一番感じたのは、行政からの町民に対する情報の発信不足だということです。

特に、平成15年度、16年度の財政危機を何ら町民に知らしめず、隠ぺいと同じだと思いました。

ニセコ町まちづくり基本条例には、まちづくりの基本原則として、「まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない」とあります。

柴田町は、ニセコ町の条例以前に、議会に対し情報の提供が少なく、共有ができていないと思います。例えば、昨年第1回定例会での5年間で40億円の赤字、それから半年後の20億円への変更理由、議員全員協議会での(仮称)仙南クリーンセンターの資料不足。今後、きょうからでも、条例にこだわらず、つまびらかに情報は出せるのでしょうか。

さらに、ニセコでは、住民の協働過程でも、仕事の提案や要望、仕事の必要性や原因までも「情報提供に努める」としてあります。翻って、議会からの行財政改革の提案は、役場内でのように流れ、どのような仕事になったのか一片の情報すらありませんが、どのように思われますか。

2. 町長は、議会そして議員に何を望んでいるのか。

財政再建対策町民懇談会13カ所、どこの場所でも町民の方々から出た疑問は、町民サービスが低下することに対し、議会のチェック機能の欠如の指摘、次にその責任の追求として、議員定数の削減と報酬の見直しでした。

いずれこの市町も地域懇談会はやっておりますが、柴田町ほど議会に対する不信は見えておられませんし、聞いてもありません。町長をかばうために議会を矢面にの方々はあったものの、異常に思いました。

私なりに因を考えたとき、町長の言動の中に「議会は自分より下」とが見え隠れするのであります。例えば町長の後援会報で、役所の改革、議員定数の減。町広報では、破綻は町執行部と議会の敗北。基本条例づくりで議会の立場と役割とか。議員も町長も町民に選挙で選ばれたもの、ことさら議会が自立できていないように思わせたり、議会は議決さえすればよいという、言葉では「議会と町は車の両輪」と言っているだけに、言行不一致だと思いますが、どう

でしょうか。

さらに、柴田町議会は、財政再建にしる、議会活性化にしても、他市町と比して勝るとも劣らないと思うが、町長の見解はどうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員の大綱2問にお答えいたしたいというふうに思っております。大分状況の認識に違いがあり過ぎるなというふうに思っておりますので、私は私なりに誠実にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず第1点、住民自治基本条例にこだわらず、つまびらかに情報は出せるのかという点でございます。

今後ますますふえ続ける行政需要や多様化、複雑化する行政ニーズに対し、職員が減り、歳入も減っていく状況にある中で、従来のように町民が要望する行政需要をすべて満たしていくことはできない状態にありますし、行政の力だけでは解決できないケースも、地域でさまざま起きております。そのギャップを埋めるためには、民間企業や地域の方々、ボランティア、NPOのさまざまな地域の担い手の力をかりていかなければいけない。役割分担を明確にして、安全・安心なまちづくりを進めていかなければならない時代に入っているということでございます。そのためには、住民との協働によるまちづくりを基本とした新たな自治体モデルをつくる必要がある。まちづくりについて一定の共通した規範や理念、住民参加のルールを定めた住民自治基本条例の制定が、いかに必要かというゆえんでもございます。

これまでも、住民自治基本条例の有無にかかわらず、議会に対し説明責任を果たすべくさまざまな情報の提供を申し上げ、議論をいただいていたところでございます。

特に、柴田町の厳しい財政状況につきましては、広報しばたや住民懇談会、さらに施政方針演説の中でも示しており、隠ぺいと思われる町民はほとんどいないと思っております。

2点目、議会からの行財政改革の提案は、役場内でどのように流れ、どのような仕事になったのか一片の情報すらありませんが、どう思われますかと。

これも大きな認識の違いがございます。平成15年12月に議会行政改革特別委員会で検討され、議長から報告書でご提案いただいた80項目につきましては、真摯に受けとめ、ご提言いただいた項目を包含し、平成16年4月に町民に対し柴田町行財政改革宣言を行い、50項目からなる行財政改革を公表いたしております。

その取り組みに当たりましては、平成15年8月に設置しておりました柴田町行財政検討委員

会を、同年、柴田町行財政改革推進委員会に改め、実施の検討や進捗状況について平成16年10月、全職員に改めて通知徹底を図り、全庁挙げて取り組んでまいりました。

平成17年4月には、行財政改革をさらに推進するため、新生しばた行財政改革本部を設置し、行財政改革の基本方針と取り組みについて、同年6月、広報しばたに掲載し、町民に周知いたしております。

また、新生しばた行財政改革推進本部では、新生しばた行財政改革大綱及び実施計画を検討、新生しばた行財政改革の取り組みへの意見、要望を伺うため、小学校単位の6カ所で住民懇談会を開催しております。これらも踏まえて、行財政改革の工程表であります集中改革プランを策定し、18年4月に公表いたしております。

さらに、18年4月に町の危機的な財政状況を打開し、集中かつ強力に財政再建を推進するために総務課内に専属的に行う独立した部門として、財政再建対策監をトップとした財政再建担当を設け、これからの財政再建への道筋となる財政再建プランを策定し、公表いたしました。

こうした一連の庁内の流れの中で、ご提言いただいた80項目のうち、各部署でできるものから随時実施し、今回の再建プランに盛り込んだ6項目を含めると、65項目が実施済となります。残りの15項目については、実施できないものも2件含んでおりますが、現在のご提言いただいた進捗率は81.25%になっております。今後、実施可能な提案項目については、実施時期や実施方法について前向きに取り組んでまいります。

一方、議会に対して一片の情報すらありませんがという点ですが、これまで議会からの報告に沿った形で条例改正や予算措置することで議会にご提案申し上げております。平成17年6月の議員全員協議会では、組織再編の取り組み状況などをご説明申し上げております。

佐藤輝雄議員からの行財政改革に関する一般質問の中で、平成16年3月定例会で行財政改革の質問に対し、柴田町行財政改革宣言に基づき積極的に改革に取り組んでいると答弁。平成16年第4回定例会では、行財政改革の取り組みの質問を受け、柴田町行財政改革宣言に基づいた削減内容を答弁。平成17年第1回定例会では、行財政改革の質問を受け、人件費や需用費などの削減内容について答弁。平成18年第1回定例会では、これまでの行財政改革の実行内容の質問を受け、歳入の確保や行財政改革宣言の削減状況などを答弁。さらに、平成18年第2回定例会では、行財政改革全般の質問を受け、これまでの行財政改革の経過や行財政改革の宣言状況などについて答弁する形で情報の提供に努めました。

今回の財政再建調査特別委員会や町民懇談会のように、執行部と議会が情報を共有し、意を一つにして町の課題に取り組むということができるよう、今後もさらなる情報の提供を申し上

げ、執行部と議会がよりよい議論の中で町発展のため町政運営を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

第2点目でございます。これも、若干誤解が生じているというふうに思っております。

第2点目、町長は議会、そして議員に何を望んでいるかという点でございます。

地方分権を本物にするためには、住民、議会、執行部は三位一体となって未来に向かって走り続けていくべきものであり、この関係を三輪車に例え、前輪が住民、後輪を担っているのが執行部と議会ではないかと、これまでもこの議会でお話をさせていただいたところでございます。

両輪は、すべての住民の福祉や地域の発展のために回していくということでは、目的は同じだと思います。住民が主役のまちづくりを進めていくためには、この三者が常に情報を共有し、町の課題や問題解決のためお互いに汗をかかなければなりません。要するに、議会と執行部は、山登りと言うなら、登るルートは違いますが、目指す頂上は一緒であると再三議会で申し上げているところでございます。

地方分権一括法が施行され、機関委任事務が廃止された今、議会の監視機能や地域の要望をまとめる調整機能への期待は、ますます高まっており、議会は住民の意向を反映する場として、大いに議論をする場に進化するべきではないかというふうに思っております。

住民に開かれ、住民とともに考え、行動する。議決をしたことは責任をとる。そうしたアクティブな議会であるよう、再三この場でも申し上げております。柴田町の議会は、これまでも県内の議会に先駆けて行財政改革特別委員会を設置し、行財政改革や議会改革に取り組み、具体的改革案を示し、実践してこられました。大変画期的なことであるというふうに考えております。

特に、今回は、財政再建調査特別委員会におきまして、執行部と一緒に住民懇談会に臨まれた上で、財政再建プランについて十分にご審議いただき、公平な立場で平成19年度実施予定分と平成20年度以降分について中間報告をいただきました。このような議会の迅速な対応や問題に取り組む姿勢は、他市町の議会では聞き及んでいないことであり、大変誇りに思っているところでございます。

以上のようなことから、これまでの議会が自立できていないとか、議会は議決さえすればよいという考えは持ったことはございませんし、今後とも議会と町は車の両輪であるというふうに思っており、競争と協調のもとに対応させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君の質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） まず、ここにも書いているんですが、町長が今まで行財政もやってきたんだという話ですが、行財政改革をやってきたら、私がかかなり前から質問をずっと一連としてしていますね、それはする必要がなかったと思うんですよ。行革をやっていないからこそ質問がされるという、このパターンの繰り返しなんです。

さらに、その中で、お互い努力する、している、そのことの情報がお互いで入っていればいいんですが、それがどうしても入らない。先ほど町長が言ったように、町長は町長なりに、私は私なりに考えてみたいと思う。

その中で、まず一番最初に、この住民基本条例、これがどうしても合併とか、それから行財政改革よりも進んでいる、どうしてもしなければならぬんだ。それで、16年9月のフットワークで町長は、16年の9月ですからね、16年9月のフットワークの中で、「柴田町では既に地方分権や住民自治の流れを先取りし、住民自治基本条例の制定に向けた取り組みを行っています」。それから、さらに、「小学校単位にある程度の予算と権限を持った地域自治区を設け、地区住民、PTA、老人クラブの地域団体、NPO、企業等の代表者にもボランティア議会を設置を考えています」。そして最後に、「元気のよい町内会、自治会がふえてくることを期待しています」というふうに出ているわけです。合併が破綻するその前の段階から、とにかく頭の中はこの中にあるわけですね。16年、17年、18年、19年、これだけのことを、人数、役場職員の労力を使って、そして今もってまだできていない。こういうふうな住民基本条例、ここに入っている。だから、私からすれば、こういうふうなものであれば住民自治基本条例がなくなつて、ほかはやっていますよ、丸森も角田も白石もと、これは何回も言っていますよね。やっているんですよと、現実に。

ところが、町長からすれば、住民自治基本条例が出てきて議会で認めていただければ、すぐにこういうふうな自治会を立ち上げますと、この間の一般質問で答えていますよね。ですから、財政再建特別委員会の中で47項目のうちの30項目、中間報告のした後の分、後段ですね、17項目、これについては、今からどうやっていくんだかというビジョンが明確になっていないものがあるんです、かなり、17項目については。そして、それについて対策監に聞いてみても、やはり答えが出てこないんです。住民自治基本条例が出ないうちは、みたいな感じなんですよ。そういうふうな中なので、その住民自治基本条例が出てこなければ、自治会とかつからない、それからあと17項目の絡みについてどうなっていくのか、その辺を町長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 合併する・しないにもかかわらず、これからは、やはり住民自治というのは基本的な流れがあるということでございます。合併のときも、合併した後は柴田町の要望を入れて住民自治基本条例はつくるといふふうに盛り込まさせていただいたところでございますが、これからのまちづくりにおいて、合併する・しないにかかわらず、こういう住民自治という流れは強くなっていくという思いで、9月のころにコラムに書かさせていただきました。国の方も、合併した後にこの住民自治というのは必要だということで、地域自治制度というものを法律で制定をしているということもご理解いただきたいと思います。

よく丸森、白石、角田の例を引き出されるわけですが、残念ながら丸森地区につきましては、平成13年度から、こういう地区の中で地域計画をつくってやっているということなんです。議会の方からは、なぜ我々が代表なのに地域自治区を、自治組織ですか、それをつくる必要があるんだと、まだ理解が十分でなっておりません。また、地区の中でも、自治区というのは何なのかということがはっきりしていないと、職員の方も戸惑っているという情報の得ております。そのときに言われているのは、やっぱり基本となる地域の組織を明文化したものが欲しいという声があるということでもありますから、やはり我々のやっていることが間違いではないかと改めて思っているところでございます。

白石の方も友人がおりますので、その後の状況を聞きました。自治組織にはなっていないと。うちの方の町内会ですか、ああいう文化活動、スポーツ活動、それから親子の伝統教室というんですか、わら細工をつくって人形をつくったり、たこ上げしたり、そういう社会活動は順調に行っていると。ただ、小丸議員がおっしゃったように、もう一つ防犯とか防火とか、それから交通安全とか、道路の整備とか、そういうところまでは考えていなんですよ。ですから、先進自治体の事例を持ち出すのはいいんですが、その検証もきちんとして言っただかないと、すべて住民自治基本条例だけをやってきているわけではないんですよ。もちろんその1項目としてありますから、その中でも100億円の予算をつくって、福祉から教育から環境から、全部予算を提案してやらさせていただいているということもご理解いただかないと、何か住民自治基本条例しかやっていないように言われますと、ちょっとバランスに欠けているのではないかなというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 柴田町よりも、丸森、角田、白石が進んでいることは間違いのないと思うんです。実際にそれなりに動いているわけですが、自治として、自治会として。それはいろいろ

るな手法はあります。指定管理者制度とか、それからあと地区別協議会とか、そういうふうなやっていることはね。ただ、角田の場合には、はっきりと規則というものをつけて、それから包括の資金も渡すということも規則でうたっているわけです。やはりそういうふうな、ほかが進んできた、何年も前にやっているんだと言っているわけですが、柴田町もかなり早くやっている、でもまだできていないんですが。ところが、ほかはなぜ始まったのかとなると、03年の1月に第27次地方制度調査会というやつで協働という話が出たわけです。ですから、そこから来て、意思決定機関であるとか、財源であるとか、それから地域の将来展望、この辺を含めて、みんなでどうしたらいいんだろうと。そして、自分たちの地域の将来を描いて、その中で私らは地域でこうやりたいんだけど、行政はどのくらいまで援助してくれますか、その中で両方が本当の対等の協働という形になるわけです。ですから、ほかがどうだのこうだの問題ではなくて、そういうふうな基本の理念を、もう03年にできているわけですから、その辺についてはやはり具体的に、ある特定の人だけ集めて、そして条例づくりに進んでいくということではないと思うんです。やはり全体的にみんなにお話をして、そして、こういうふうな協働というのがあるんですよ。そして、実際的に実行すぐできるのではないのかなと。だから、先ほどから言っていますが、条例ができないから自治会はまだできないと、こういうふうなことなのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 角田とか丸森、白石、検証させていただいて、担当者等々情報を集めております。それを動かしている担当者のお話によると、やはり住民が自治組織をまだまだ理解できていないということで、形はできたけれども、大分角田市の方でも戸惑っている情報も、私の中に入っております。というのは、既存の生産組合とか、婦人会とか、いろいろな組織と今回この自治組織に包含されますので、その理解が進んでいないというような情報も入ってきておりますから、確かに動きとしては進んだかに見えますが、実際に国が考えている地域自治組織というには、まだまだ先が長いと。

丸森町も、これについては時間がかかるということで、3段階で自治組織をやっていこうと。ただ、丸森の場合は9町が合併してできておりますので、その中で13年度から、地域のある程度のまとまりがあります。その中で2年間の長期計画ですか、その地区内の計画づくりをやったんです。これは全部の地区をやるのに4年間かかっております。そういう事実も理解していただかないと、すぐうまく機能しているわけではないんだと。4年間という時間も丸森町では費やしていると。その段階でも、まだ最初の段階ですよと。

ですから、私は、住民自治基本条例というものをきちんと明示して、改革の方向を示して、これからは地域の場合についてはある程度の権限と財源を生み出して、地域の方々がそれに従って、地域を少しでもよくしていこう、そういう理解をしていかなければ、形をつくってもいけないと。小丸議員も、区長さんをやっていらして、なかなか理解が進まなかったと。けれども、少し地域の中に動きが出てきたというお話がありました。まさにそういう段階でございますから、この住民自治基本条例というのは、行政執行条例と議会の基本条例をミックスした形での制定というのが一番住民参加の上で好ましいと言われておりますので、どうか議会の方は議会の方で、後の質問で出てきますが、ほかの自治体よりも大変進んだ取り組みをやっているわけです。これを文章化して制度化したのが、議会基本条例でございます。ぜひとも一緒につくっていききたいというふうに思っております。できないから、できるからというのではなくて、きちんと理解をしてもらうために前段階をやって、意識をきちっとして、そして組織づくりに入れればよいなということで皆一生懸命やっております。特定の人だけを集めてやっているということではございません。一般から公募させていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） ほかがやっているから柴田もと言っているのではないんです。やれるでしょうと、とにかく早目に手をかけるべきでしょうと。03年の地方制度調査会でも出ているわけですから、その中でも進めていいはずだと。それが、条例だけにこだわる理由はどこにあるんですかということの前から言っているわけです。これは、町長と私の見解の違いです。

条例で一番早いのはニセコ、それで出たやつで全部でたしか四十何項目ですね、项目的には。その中では、具体的にこういうふうな自治会を育てるとか何とかではなくて、本当の基本的なものが出ているわけです、ずっと。ニセコの場合。それから、そういうふうな基本条例のつくり方と、それから丸森のように最高長くかかっているのは4年かかっている、一番短いのは1年半でやっていますよね。ですから、ほかの場合がどうだのこうだのなくて、柴田町は柴田町なりきの中でやれるのではないのでしょうかと。住民自治基本条例だけでずっと時間をかけていて、その分が5年おくらしていると私は言っているんですよ。そういう点について、自治会をいつころ立ち上げるのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 地方制度調査会の地方自治組織と違うということをご理解いただかないと、ごっちゃになっているような気がしますね。地方制度調査会が言っているのは、法律で認められた組織でございます、我々が目指しているのは、法律によらない地域の自治組織とい

うことでございます。任意の組織でございます。それを住民自治基本条例の中に位置づけて、そして内部機関として取り込んでいけるかどうか、それを今検討しているものでございます。ですから、丸森町の地域づくり団体的なもの和我々の町内会というのは、大体同じだというふうに考えられるのではないかと。中身は、先ほど言った敬老会をやったり、文化活動をやったり、活動は町内会でうちの方もやっております。

ただ、丸森で違うのは、その地区の将来計画までもまずつくってやると。ここは一步進んでおります、地区計画と言うんですが。それに今度は、丸森町は協議会にお金を与えて、実践活動に移っていくという方向性を19年度からやるということですから、5年も離れていないというふうに思っております。

それで、私の住民自治基本条例につきましては、16年度から、頭の中に具体的にイメージしてコラムに書かさせていただいておりますので、それを5年間おくと決めてつけるのは、私は違うのではないかなというふうに思っております。あくまでも動かす、納得して地域のために組織が動いてくれる、そしてみんなが納得して地域を解決する、そこが目的なのであって、その時期につきましては、私としてはこの住民自治基本条例というものが認識されまして、了解を得た時点で、きちんと地域自治組織というものをつくっていきたく。その間は、町内会というのはやっておりますから、その機能強化の中でいろいろ自治というものの地域の力をつけてもらいたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それでもなお話がわからないんですが、要は住民自治基本条例がなければ、自治会はつくるかつくらないかということを知っているんです。そのことについて、今ある、我々の30区だって、行政区と、それから自治会と一緒に合体している区ですよ、そのところについては。ですから、この間の総会をやりました。総会の中で区長さんを一応認めて、それからあと、自分たちの区費で賄っている予算をつけて、こう使うんだということの意思決定までしているわけです。ですから、そういうふうに行っているのが、大体どこでも同じように行っていると思うんですよ。ですから、それをもっと具体的にサポートしてやって、それで進んでいけば、自治会というののもっともっと大きくなっていくんじゃないかと思うんですが、もう一度その辺をお尋ねいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 既存の30区の行政区と自治会というのは表裏一体の関係で柴田町は運営されているというのは、ご理解いただいていると思うんです。1カ所だけ違うところがござい

ます。我々が目指すのは、もう少し町内会に柴田町の法的な網というんですか、条例の中にきちんと位置づけて、そして自治会というものの役割を明確にして、自分たちの地域は自分たちで運営できるようにしていきたいというのが私の考えでございます。そのときの組織は、町内会単位を基礎に、その上にコミュニティ単位に地域自治組織、これを位置づけていきたいということでございますので、条例があって、その自治組織がきちんと明確になれば、機能も果たしていけるのではないかなというふうに思っております。ですから、私としては、条例をつくった中にコミュニティ単位の地域自治組織を位置づけ、その下に町内会を制度化できれば大変いいのではないかなと、そういう方向で進めさせていただいております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） もう一度お伺いします。あとは余りしつこくやりませんが。

基本条例が出て、そしてそれを議会の方で否決した場合に、自治会はもうできない、やらないということなんですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やらないということではございません。成熟化されて、これは制度の中に位置づけしないで、自主的にそういうふるさと推進協議会の機能が強化される分には、これは自主活動になるので、それは構わないのではないかなというふうに思っております。

ただ、条例ができないと制度化はされないということでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、町長の頭の中には、基本的な条例というやつが出ているわけですね。例えばニセコの場合には、そういうふうな条例で組織まで、こうするんだというやつまで、頭の中に入っていますよ。あくまでも条例として、町長の責務、それから町の責務、それからあと住民の権利とか義務とか、そういうやつを条例で決めているわけです。ですから、その中には、町長の頭の中にあるのは、そういうものをつくって、そして自治会だと、その中に入れていくんだということまで頭の中にあるような話になってくると、これは条例でなくても規則じゃないかというふうな思いがあるので、ちょっとその辺がわからないし、お伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 条例には、やはり前文と、憲法にありますように前文というものがございます。それから、なぜ条例をつくるのか、目的がございます。それから、基本理念、自治の原則というのは総論部分であると思います。そのときに、各論で何を位置づけるべきかと。こ

これは、いろいろな自治体で違いますけれども、やはり情報の共有ということは、これは書かなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、基本はやはり住民参加と。これは、議会も我々も何ら問題にすることはございませんので、住民参加の仕組み、これも入れなければならないのではないかと、私の頭の中ですよ。

それから、住民自治の仕組みづくりということであれば、やはり丸森で実際やっております地域自治組織ですか、そういうものを想定は当然できてくるんだろうというふうに思っております。それから、行政と住民との役割分担、これは入れなければならない。それから、議会と住民との役割分担と責務、そういうことも全部含めて住民自治基本条例というのが、私の骨子の中にございます。

ただ、これは、私がつくるわけではなくて、つくる会というところが今基本的にやっておりますから、その中で、これは柴田町には要らないとか、ふさわしくないとかというのは、当然出てきて構わないのではないかなと。そして、最終的に町長とそのつくる会の人たち、職員と考えまして、もちろん前もって議会の方々にもお示しして、議会の権限を侵さない範囲内で、逆に言うと議会の協力を得られるような内容にして作成されればありがたいなというふうに思っております。

そうした中で、議会と住民との役割分担と責務、これはできれば、議会は進んだ議会でございますので、それを明文化していただけますと、例えば5月には住民と直接対話をするというようなことが議会関係に盛り込む、これは大変すばらしいことなんですね。この間の議会の立候補制、これもきちんと成文化に盛り込まれる。今までに議会改革をしてきたものを、そのまま柴田町の住民自治基本条例に盛り込ませていただければ、これだけでもすばらしい条例ができるというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 大分町長と私の条例に対する考え方のずれが、物すごくあるなと思ったんです。そこまでやったら、条例というものよりも、町の憲法という、ニセコでは町の憲法と言っていますが、その中では本当に基本的なものだけ、お互いの権利、義務を決めているわけです。それはあくまでも三位一体、それから分権法の関係から抜けている部分を出しているわけですね、あの自治のニセコの場合に。ですから、やはりそういうふうなところに行って、お互いの権利、義務を認め合うならいいんだけど、何々の組織が何々をするとかという、そういうふうになると、膨大なもので、ちょっと私は、それは条例とは似つかわしくない

ものになってくるのかなということを思っているのです、その辺の違いだけをはっきりさせておきます。

それから、合併のときもそうだし、今度の場合もそうなんですが、よく町長は、その過程が大切だと、こう言っています。今回の町の基本条例でも、過程が大切なんだと。過程が大切、何回もしょっちゅう言われているんです。

しかし、私は、首長は過程ではなくて結果だと思うんですよ、リーダーですから。

特に、首長として、日本国憲法の92条とか、それから地方自治法の147条にあるのにも、やはり地方自治の自治権の拡充に努めるとか、それからあと、住民自治、団体自治を保障するかとあるんですが、その中で一番の問題は、首長は一つの物事が出た場合に、それを具現化するというのが一番大きな仕事だと思うんですよ。やはり結果だと思うんですよ、具現化ということは。それが、ただ単に何かを目的にしたときに、その過程が大切だということであれば、失敗してもいいのか、どうでもいいのかとなってきますから、やはり具現化、結果です。必ずこういうふうにするんだということを明確にしなければならないと思うんですが、今までいろいろやってきた中でも過程が大切だということなので、また住民自治基本条例、今つくっているみたいですが、それでもやはり過程が大切だということをお考えかどうかお聞きいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 時代の流れは、大変地方が貧しい時代は、行政がいろいろな産業を興して、地域の中で貧困をなくすというのがメインテーマでございました。そのときは、福祉とか環境とかウエートは低くて、地域開発、産業政策というふうな時代がございました。ですけれども、今はそういう時代ではなくて、福祉・医療・教育・環境、そちらの方に移ってきていますね。町民の考え方は、最近安全・安心というところに移ってまいりました。そのとき、最終的な結果責任、これは町長が負いますが、ただ地方自治には団体自治、これは完全に責任は私でございます。もう一つ、地方自治には住民自治という考え方もあって、国はこの住民自治を伸ばすために制度を改正して、法律をつくって、地域自治組織というものをつくってございます。ですから、途中で住民を巻き込んでやっていく、その過程がこれからは大切ですよ。その過程の中から問題を解決していくんですよ。そして、最終的に行政の予算とか条例とか、そういうものに対する結果責任は、これは当然首長がとるものだというふうに思っております。ですから、これまでは首長が住民の声を聞くということでいろいろ政策をやってきました。審議会をつくったり、町長への便りとか住民懇談会。それでなくて、住民が政策の段階からかわれるようにしていこうというのが、国の流れでもございます。そういう流れは、地方

6 団体、県、市町村、市長会、議長会でも同じ方向でございます。ですから、結果責任は当然とりますけれども、住民をいかに巻き込んで地域の課題を解決できるような仕組みをつくるかというの、首長の大きな責務の一つに入ってきているということもご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9 番（佐藤輝雄君） あくまでも、地方自治法の 147 条では住民自治と団体自治と、そして町長は統括代表権があるんだ、そういうふうな中でうたっていますので、今町長がいろいろ言われていますが、それは当たり前の話であって、それについては法で決まっているわけですから、そのことについては、とにかく具現化する。巻き込んでいくとかなんとかでなく、住民自治があるわけですから、巻き込んでいく、当然それは町長として、町としても当たり前の話ではないかなというふうに思います。

それから、情報をお互い共有していないんじゃないか、つまり一方的なんじゃないかという話の中で、そうではないと町長から言われましたが、町長が言っている行財政改革特別委員会で提案した 80 項目の達成率、65 項目をやって、今度の財政再建プランに入っているのは 6 項目だと。それからあと、できていないのは、15 項目のうち、これは完全にできないのは 2 項目。その 65 項目のうち、それからプランに入っているやつ、65 項目はできたと言っているわけですから、プランに 6 項目入っているのは何なのか。それから、15 項目と、それからできない 2 項目、この辺を教えていただければと思いますが。まず、プラン 6 項目と、それからできていない 15 項目と、あとできない 2 項目。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） それでは、お答えいたします。

実際にできないというような項目について 2 項目ということでございます。

まず 1 点目につきましては、集会所を託児所、在宅の老人のための施設というような、活用したらいいんじゃないかというようなご提言が 1 項目あったというふうに思われます。これにつきましては、現時点で集会所を地区の方に管理をゆだねたいというふうな考え方を持っていますので、これについては、できないというふうに判断をしたところでございます。

それから、もう 1 点でございますが、保育所の給食でございます。保育所の給食を給食センターで一括というような考え方がございました。これにつきましても、現在、給食については委託というような形でしておりますが、これは現時点ではちょっとできないということで、将来的な話になりますけれども、その件については考慮はあるのかなと思いますが、その 2 点に

については、検討した結果、現時点では実施困難というふうな判断をさせていただきました。

それから、13項目検討中というようなことですが、1点目につきましては、ISOの14001を取得ということですが、これにつきましても、取得することは簡単ですが、町長も先ほど言いましたように、やはりISOを取得できるくらいの環境的なものは、役場の方で整えればいいんじゃないかと。これは、言葉はちょっとあれなんですけれども、ISOの14001を取得する場合に委託費というのがかかります。1人当たり、町職員が300人強いますけれども、三百何ぼ掛ける何円というような形の委託費が当然かかってきますので、そういった費用面を考えた場合、ISOの14001をクリアできるぐらいに……（「ずっと説明している時間が……、わかりました。じゃあ結構です。その2項目わかりましたので」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 先ほどの情報の中で、議会から80項目を出した、町長は言っているんじゃないかと、こう話していますよね。

ところが、普通の場合であれば、提案したらば、こういうふうなことはこういうふうにしていきます、それから、ここはできませんというのが、お互いの情報の共有だと思うんですよ。提案されて、そして柴田町で我々の提案したやつに対して一番最初になされたのが、たしか農業委員会と課長が兼務するという、そのことが確か去年おととしの1月になったんです。その話も、ここに座って、見て「あらっ、農業委員会の事務局長に課長になったんだ」、提案どおりね、なったのが初めてわかったぐらいですよ。つまり、要は、そのときにやるんだったら、提案を受けたら、いつからこうしますよとかという報告がなされてしかるべきだと思うんです。それが一切ないわけですよ。ですから、私が今ここで聞いたのも、これは情報がきちんとさえしてあれば、何らここで聞く必要はないんですよ。ただ、実際的に私が見てみた場合には、65項目できているというけれども、実際できているのは11項目だと、できていないのは59項目だと。この辺は、ずれがありますので、これは議会中ではなくて、後からもう少し精査して、両方でお互い合わせなければと思います。ですから、今から提案されたものについては、やはり町としては、こういうものを受けたと、そしてこれはこうしますとか、しましたとか、そこまでやるのが情報の共有だと思うし、それから町の人が入ってきた場合には、一方的に来るものもありますが、やはりなるべく返すという、この中でのお互いの中でやることがお互いの信頼関係を深めていくし、協働になっていくのではないかなというふうに思うんです。

そういうふうな視点で見た場合に、財政再建プラン、47項目あるわけですが、それで各、私

は前回、対策室は残すべきだという持論を上げたんですが、全部各課でやるからいいんだと、あとは取りまとめは企画財政課でやるんだと町長のお答えだったんですが、この47項目の実行を具体的に町民の人たちには、こういうふうにするんですということを出したわけですから、当然やった、もしくはその経過をも含めて、やはりPDSAですね、要はプランから始まって、そういうふうな形の中で、お知らせするセクションは各課ではできないと思うんですよ。やはりどこかに一つまとめて、町民の皆さんに、47項目ここまで行っています、さらにここまで来ました、今度はこうやりますよ、その辺をきちんとしていかなければならないと思うので、その辺のお答えをお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 財政運営の厳しさにつきましては、実は町民に対してお知らせしたのは、ずっとメモをして佐藤輝雄議員の対応に答えられるようにしておりまして、15項目ほど、特集3回、コラム1回、特集1回、合併19回とか、書いてありますから、私どもとしては、これまでも厳しい財政状況については特集記事を組んだり、コラムでお話ししたり、行財政懇談会の結果を報告したりをしているつもりです。ですけれども、今回は、それ以上に、議会と一緒にまとめた案件ですから、これについては、やはり途中経過をきちんと住民、議会にお知らせしていかなければいけないというふうに思っております。そうした中で、議会並びに住民の信頼をさらにかち得ていきたいというふうに思っております。

また、専門部署でございますが、企画財政課に専門の担当者を配置して、助役のもとに、まとめられるようにしていくつもりではあります。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それから、前に行財政の中でも言っていたんですが、今回の職員の方の37項目、出していただきましたが、その中でも一元化というやつが二つほどあるんです。例えば電気とか水道とかも一元化で払いたいとか、これはいいことだと思います。それからあと、道路なんかも一元化していくんだと、縦割りじゃなくて。それと同じように、維持管理は前から町長の方にはお話ししているんです。維持管理、つまり柴田町の建物を全部一つで見る、あのときは建設課ですね、建設課の中に維持営繕係をつくってはどうかと。それについては、状況を見ながら考えてみますということなんですが、2回ほど質問しているんですが、ついでにその辺のやつがどうなったのか、お答えをお願いいたします。町長ですよ、町長が一応状況を調べて、そしてつくるかどうか考えますって言っているんですから、町長なんです。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） それについては、詳細を都市建設課長からお答えさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 課の構成ということなものですから、私の回答でよろしいかどうかちょっと不安なんですけれども、とりあえず考え方を述べさせていただきたいと思います。

今現在、都市建設課の中では、都市計画、一般土木関係、住宅、そのほか建築関係はやっていますが、現実的に柴田の全施設の台帳等は作成はしておりません。というのは、各課で台帳は持っているものだろうというふうに思います。それで、必要なのは、施設の営繕計画。ということは、今後破損するであろうこういう施設の耐用年数等々を調べながら、それを一つのものにしていかないと、議員さんおっしゃったような一元化して一本化しても効果は出ないと思います。ですから、一番最初に必要なのは、それらの資料の収集、整備等々が必要かというふうには考えております。今すぐということだと、なかなか機能しないのかなというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） ですから、今から資料集め、つまり前に言っているわけですから、町長には。そして、精査して、やれるかどうかやりますという話をしているわけですから、ですからそのところは、今からやるという話にはならないと思うんですよ。そこがやはり情報の共有だと思うんです。調べて、どうするんだかというやつを、もう1年以上たっていますよね、その話をしているのは。簡単に言えば、やはり学校の校長先生が建物を、ここ壊れた、あそこ壊れたでね、例えば管理でも、その建物の施設の管理は、やはり建設課の方にお任せしたらいいんじゃないかと。前、教育総務課に担当者があったわけですが、それは建設課の方になったり、やはりその管理をやれば、学校の先生は学校の先生で子供の教育だけ考えればいいと。それがダブって見ていることにちょっと無理があるのではないかと、そういうふうなお話をして、それでやってくれという話をして、じゃあ精査して、調べてという話なんです、この議会で調べてみますと言ったやつが、まだ何もしていなくて、今からしなければならぬんだという話になってきたらば、この議会の話というのはむだになるような気がするんですが、町長でいいです、この答えは。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 企画財政課長から答弁させたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） 前の議会で、佐藤議員の方から、そういったご質問がありまし

て、町長等からの指示もありまして、今回4月1日から企画財政課の方に、その分も関係するんですが、それ以外に前々から問題になっております入札問題、それから工事の発注後の品質管理とか、それから今おっしゃっておりますような施設管理、施設管理といいましても、予算上は各課で予算は持ちます。ただ、今後こういった経済状況の中で、要するに中学校、小学校、この建物が何年に建て、どういうふうな状況の中で、今後何年に建てかえしていかなければならないんだと、その場合には金があるのかというような状況も全部踏まえて、今年度計画的な形で、企画財政課の方に専門的な職員が配置されますので、19年度中にそういったことは改善できるというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） なるべく企画財政課の方できちんと、いつでも話をすればすぐわかるようにしていただければというふうに思ひます。

それから、次の2番目に移ります。

議会のことですので。まず町長は、今回13カ所歩いてみて、ここにも書いてありますが、かなり町長の支持者がですね……、我々議会の方にはかなりきつい指摘もありましたし、その中で町長が、やはり定数減、広報というか、後援会の方で議員の定数は減するんだというところまで一応書いてあるわけですね。ですから、一つは、議員の定数減になるものを、どういうふうな見地で定数減で、どのくらいが多いのかなと、この辺お伺ひいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） せっかく町長と議会が一緒になって住民懇談会をやったわけです。そのときに、町長の支持者だけが集まっていたと考えることは、ちょっと残念だなと。多くの方々は一生懸命、私は今回は、もちろん私の支持者もいたかもしれませんが。ですけれども、それだけではなくて、みんな心配して13カ所に集まってくれたんだと、そこからでないとは私はスタートしないのではないかなというふうに思っております。この議員の定数等については、最近、統一地方選がありますから、新聞記事にいっぱい議会のあり方が載っております。そういうことを含めると、本当に今のこれからの議会がいいのかという問題があつて、柴田町は一步も二歩も先に進んで改革を進めているわけです。ですから、これは町長の後援会云々の話ではなくて、町民は議会のあるべき姿というのを追ひ求めていると、期待をしているというふうに私はとるべきではないかなと思っております。議員の定数の削減につきましては、これについては住民の方から4定数減という、3年前ですか、ありました。あのときから定数削減というのは町民の間に話題になっているのではないかと、その数は言うべきではないというふうに思っ

ております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 町長の場合、後援会の方で定数減と書いているわけですから。ですから、定数減というのは根拠はどういうことで定数減が必要なのかなということ、やはり町長としてお示ししていただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 町長としてというよりも、住民の声を聞きますと、やはり議員の定数が、今の財政状況等を踏まえて多過ぎるのではないかなと。現実には4定数減というのが住民請求で上がったことでもございましたので、それが2で終わっておりますから、完全に請求、これは公に認められた請求でございます。それで2の差があるわけです。最低限2は多いというのが住民の考え方ではないかなと。ほかの数については、町長があれこれ言うべきではないというふうに思っております。私としては、定数は、今のところ削減していただきたいと、そして行財政改革に協力していただきたいと。逆の立場で言うと、議員の報酬をふやしていただいて、やはり専門的に議員として活躍できるような、そういう考え方もあっていいのではないかなという考えも持っています。逆に、すべてボランティアにして、30名でも40名でもという考え方もあるのではないかなと。そのときには、来たときにだけお金を払うと、そういう議会のあり方もあるのではないかなというふうに思っております。ですから、今統一地方選挙の前にいる議会のあり方について新聞報道なされております。みんな、この柴田町の議会と執行部のあり方、議会のあり方、これは詰めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、議会改革活性化委員会、特別委員会ですか、また設立されるということでございますので、その中でぜひともご議論をいただいて、お互いに意見交換しながら、いい方向に持っていければなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 議会のあり方とか、議会のかかわり方とか、議会は議会とよく話するんですが、やはり議会はあくまでも独立したものであって、それに対して町長が、今度基本条例ができた場合の住民自治と、それから議会のかかわり方を考えるべきだとかって、そういうふうないろいろな提案をしているんですよ。ですから、提案をする限りにおいては、それなりきの考え方があると思うんです。でなければ出てこないと思うんです。議会は議会で、例えば議会の問題があった場合であれば、議長を通じて議会として考えてくれないかというなら話は別ですよ。ですが、現実的にこういう広報とかなんとかで、自治会で決めたことに対して、

今度は議会がどうするんだとかというやつを町長がみずから言うから、それが全般の中で出ているわけですから。ですから、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 地方自治は二元代表制をとっております。町長は、直接的には住民に責任を負うと。議会も、二元代表制で直接住民に責任を負うということで成り立っております。ですから、やはり住民の声を反映させる議会でなければならないというふうに私は議会に対して思っているところでございます。そういう表現を、アクティブな議会という表現をさせていただいておりますけれども、そういうふうに変わっていく必要がある。それで、議会の方も、開かれた議会ということで改革を進めているわけですから、何ら議会と住民参加と、参画という意味では、方向性は違っているとは思っておりません。ですから、これからも、やはり議会の方が条例をつくって、政策的なものを条例化して、これをやれと執行部に提案できるくらいの議会を期待しているところでございます。

本来、住民の声を政策に反映させて、執行部にやらせるのが議会の本筋であって、我々はそれを着実に実行するというのが理想の方向ではないかなと。今は残念ながら逆転していると。ただ、柴田町の場合は、徐々に力が同時並行になりつつあるのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、ほかの町の議会とは大きく違って、一步も二歩も住民の参加という声を入れた議会になりつつあるし、それに執行部もこたえていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） ですから、今の話を聞いておりますと、まず議会は住民の声を聞かなければならない、その大前提があるわけです。その大前提の中を、そのままストレートで今のように出てきた場合には、住民からすれば、議会は我々の声を聞いていないというふうにとられるんじゃないでしょうか。やはりそれは、あくまでも町長として、議会もしくは議員に対する問題提起を町民の方に投げかけているというふうに、結果としてはそういうふうに出てくると思うんですよ。そういうふうな考え方はありませんか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） そういう考え方は持っておりません。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そういうふうなものがないとするならば、やはり議会に対するいろいろな物事があった場合は、議長を通していくとか、それがルールなんです。全然我々じゃなくて

町民向けに、議会は町民の声を聞くべきだと、そういう話をしただけでも、「ああ、我々の声を議会は聞いてないんでないかな」というふうに思うわけですから。ですから、やはり議会のことに対して、町長も我々も同じ町民から選ばれてやっているわけですから、その中のルールとしては、何か議会に対して、本当にまずければ堂々と町民の方に声を出せばいいし、それからあと、こちら側で、議会ですぐいことがあるならば、内面的にですよ、あるならば議長を通じて我々議会の方に、議員の方に持ってくればいいと思うんですよ。

それで、今まで議会として自主的に行財政改革特別委員会を立ち上げてみたり、それからあと、その後議会活性化委員会、それから財政再建調査特別委員会、自分たちで、これは町の執行部と関係なく、議会みずからがやってきているわけです、今までの中で。その中で、最終的には、町だけで……、柴田町の議会がどういうふうになっているかということで、例えば議員報酬の減額をしているところ、町で見た場合には柴田町、亘理町、涌谷町、この3町だけなんです、議会として減額しているのは。それから、費用弁償、これは矢祭よりも早くなくしていますね。その費用弁償をなくしている町、七ヶ宿町、柴田町、丸森町、美里町、四つです。つまり、そういうふうに柴田町は、どちらにも入っているわけですよ。それは、自分たちで決めているわけです。そこまでの中においたときに、町民向けに、議会は町民の声を聞くべきなんだと、それは建前はある。しかし、それを町長が町民に向かって出たときには、逆にそれをひっくり返せば、議会に対する批判になるということを考えていただけるかどうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはりここまで一生懸命議会改革をしている議会でございますので、私としては、もっともっとほかの議会よりも進んでもらいたいという期待感がございます。ほかの自治体でも、先ほど例を挙げましたように費用弁償を早目に開始したり、何回も繰り返しになります、最近ではいろいろな新しいことが新聞にも大きく載ってきております。そういうこととございますから、次に議会として提案できるのは、恐らく栗山町でやっております町長の反問権というんですか、これも議題になったようではございますけれどもね。それから、やれるのは、土日の開催、それから条例の提案、条例づくり、あと三つぐらいしか、本当にすばらしいと言われている自治体とそう差はないんです。ですから、私は、もっともっと、議会がみずからこのように改革を進めておりますので、一歩も二歩も進めてもらいたいという気持ちがございます。ですから、議会自身も住民参加ということで、これだけ前向きに取り組まれているわけですから、私としては一歩も二歩も進めていただきたいと、改めて思うところでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） ですから、町長、その一步も二歩も進めてほしいということは、まだ進んでいないということなんですよ、ほかの人から聞いてみた場合。普通であれば、子供が勉強をしてきて、例えばそれが100点という限度があった場合に、90点で最高だと、さらにもっと頑張れというのは、内容があったにしても、そこまで言われれば、自分たちで努力しているのに対して、あと10点あるんじゃないかというのと同じような言い方なんです。だから、何かあるんだったら議長を通してくださいと、そうすれば信頼回復が出ますよと。今のやつは、間違いなく言っていることは、「いや、柴田町はほかの議会よりも進んでいます」と、これははっきりわかっているわけです。そのために私も書いているわけですから。そこまで進んでいるんだから、さらにもっと進めたらいいんじゃないかと。それは、はっきり言えば、言う必要がない言葉だと思うんです。していなければ言われてもしょうがないですよ。ですから、それ以上進めてほしいものがあれば議長に対して言ってくださいと、町民向けであれば違くなるわけでしょう。町民向けであれば「何だもともともあるんじゃないの」。やっているわけですから。それに対して、ましてや町長は議会と両輪ということは、議会に対してこうだあだと言わないことの信頼関係がなければだめなんですよ。

ところが、町長は随分議員の定数の問題とか、それから議員の質までも言ったこともあるわけですが、ある部面では。やはりそういうふうなことをいろいろ町民向けに出しているわけですよ。ですから、先ほど言われたように、どうしてもほかの町では、柴田町よりもしていないところですよ、そのところでは、町民の人が議会に対してこうだあだというのは余りないんですが、それが柴田町の場合にはかなりありますよね。それで、じゃあそのときの発信元はどこか、町長でないのかというふうに思いますが、どうですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 町長だけの情報だけで町民は動かないと思います。今盛んに議会のあり方は、私ももう少しいろいろな形で議会の期待感を述べさせていただいておりますが、新聞の報道で多分皆さんの方が、より議会のあり方というものを最近は熟知しているのではないかなというふうに思っております。私は、一生懸命頑張っているということを、皆さんの方から町民にもっともっと自信を持って訴えたいかがかなというふうに思います。一問一答、今回もこんなにも3日続けて町民の方が来て、初めて来た方も大変おもしろいと、おもしろいという変なんですけれども、活気があって満足して帰っていらっしゃるようでございます。ですから、もっともっと、私たちはほかの議会よりも丁々発止の議論をしていると思います。私もそ

れに答えておりますので、これからもやはりよりよい住民参加の議会であったり、住民参加のまちづくりであったり、そういうことを切磋琢磨して進めていきたいなというふうに思っております。柴田町の町長だけが情報発信ではないということもご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） やはり町長に対しても、町民の方からもいろいろ思いはあるわけですよ。でも、議会が町長のいろいろな為政、やっていることに対してチェックするというのは、これは当然なんですけど、はっきり言いまして、それより以上に町長が議会のチェックしているといえますか、発信元になっているといえますかね。それについて、こういうふうに私は思っているんですよ。町長がいつでも先進みたいな話をしていますが、私はいつもおくれているという話、町長に対してはね。例えば今言われたように、自己改革、自己変革、そうやってきた場合には、まず首長が変わらなければならないんだ、一番最初に。首長が変わるやつは、改革を規範とする、政策を規範とする、それがまず変わらなければならないんだ。それが今のところどうなんだかは、私は言いませんが、そういうふうに変わらなければならない。これから議会が変わる、確かにそういうふうに使われています。立法決定機関という活動を重視しなければならない。それから、職員が変わる、あくまで政策マンであるべきだと。それからあと、住民が変わる、参画責任の主体。そういうふうに変わらなければならないというのは、お互いにわかっているわけです。ですから、ことさら議会が、もっともっと上があるんじゃないの、議会がもっともっと町民の声を聞く上があるんじゃないの。そのときには、「いやあ、宮城県の町の中で減額しているのは三つのうちの一つに入っていますよ、費用弁償は四つのうちの一つに入って、かなり前からやっていますよ」、言ってくれるんならいいんですが、それじゃなくて、議会はもっともっと上あるんですよと、やることあるんですよと、こういう言い方で、やはり町長が発信元で議会のチェックを一生懸命になってやってくれていると、ありがたいかどうかわかりませんが、それをまだまだ続けるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 議会基本条例をつくりました栗山町の議長さんが言っていた談話を、きょう何か追求されましたら、これで反論しようというふうにちょっと声を挙げてきたので、読まさせていただきますけれども、「議員は、やはり住民から選ばれた存在であるわけだから、住民に一番近い位置にいななければならない存在である。一番遠い存在にはなっていないかということが肝にあって、議会基本条例をつくりました」と、この議長さんはおっしゃってられました。私は、やはりほかの自治体よりも、丁々発止のこの議会をもっともっとレベルアップし

て、一緒にやっていきたいというふうに思っております。磨きをかけて、この栗山町を超えるくらいの議会と丁々発止の議論を進めたいなというふうに思っております。もちろん協調して、議会の最先端の動き、今回の一問一答等から議会の立候補表明、それから住民への直接参加、こういうものは町長からも議会が一生懸命頑張っている姿をPRしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 反論権は、町長は十分使っていると思いますよ、改めてつくらなくても、大丈夫、もう反論立派にしていますから、その意味では、各課長さんたちが反論権が欲しいと言っていますがね、多分ですよ。

それから、よく柴田町はここまで来て夕張と変わらなくなりますよと、こう……、ある程度町民に、私から見た場合には、結構脅かしをかけながら歩いていたのかなという気もちょっとしたんですがね。それで、夕張と同じようになりますよと。しかし、実際的に、中身的には夕張と余り変わらないんじゃないですかと、額が違うだけで、やっていること自体は。それで、ましてや夕張の場合にはまた、柴田町にないようなものもいっぱい残っているわけです、入浴の問題とかありますが。そこで、夕張のようにならないための、夕張でこういうふうにマイナスになっていると、それと比較して柴田町はそれはどうだというやつを一応、今でなくていいですから、出せるかどうか、その辺をお伺いいたします。

つまり、夕張の場合にはこれだけマイナスになったと、ほかの自治体と比べて。比較する柴田町はこうだと。つまり、使用料は夕張はこうでこうだ。だから、その辺について、後からでも、その比較するやつが出せるかどうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり今の段階では出せるか出せないか判断がつきませんので、輝雄議員の詳細な意見を聞いて、もちろんつくれば出す方向で考えますが、その内容を我々と詰めさせていただきたい。それで、なるべく比較して、ならないようにするための提案でしょうか、前向きに受けとめたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それは、だれと私がやればいいんですか、その話。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 第一義的には町長にさせていただいて、財政再建対策監に振りたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） とにかく、今47項目をきちんと実際やってみて、その間にいろいろな形の中で繰り返し繰り返し、町民に向けたり、我々に向けたりしてやってきた流れを、やはりプラン・ドウ・スイーでやってみて、その中で情報を発信して行ってほしいと。その中で、我々自体も、こういうふうにするべきものがあるんじゃないかとかというやつをやっていきたいと思いますので、その辺はお互い。

ただ、最後になりますが、議会についてはなるべく町長から発信してほしいから、やはり何かあれば議長を通じて、今回の議会は、多分議員チェックは町長が一番やっているという、これはお褒めの言葉を差し上げて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（伊藤一男君） これにて、9番佐藤輝雄君の一般質問を終結いたします。

本日は、一般質問がすべて終了するまで行います。ご了承ください。

次に、2番有賀光子さんの質問を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔2番 有賀光子君 登壇〕

○2番（有賀光子君） 2番有賀光子です。

3問について質問いたします。

1．乳幼児医療費助成の拡充を。

乳幼児医療費の助成事業は、安心して子供を産んで育てられる環境づくりを進める少子化対策の重要な施策であります。

現在、柴田町の乳幼児医療費の助成事業では、0歳から3歳未満までは入院・通院等が医療費無料で、3歳から小学校就学前までは、入院のみが医療費無料となっており、通院等は3割の窓口負担があります。

これまで、3歳未満の乳幼児の通常の自己負担は、平成14年の健康保健法の改正により3割から2割になった経過がありましたが、平成18年の健康保険法改正で平成20年4月からは、さらにその2割の対象が小学校就学前までに拡大されることとなります。

乳幼児医療費の助成については、今通院費助成も小学校就学前まで対象としてほしいという住民の要望も強く、住民の置かれた生活状況や少子化対策の充実という視点から、財政状況を考慮すると難しい状況にあるとは思いますが、今後通院費助成も小学校就学前まで無料となるよう拡充はできないか伺います。

2．妊婦無料健診の拡大。

公費による妊婦の無料健診の回数は、現在、全国平均で2.14回です。

妊婦健康診査は、厚生労働省の通知によると、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数として示されています。

14回程度とは、次の考え方により積算されています。

妊娠初期から23週は4週間に1回。妊娠24週から35週は2週間に1回。妊娠36週以降分娩まで1週間に1回となります。

柴田町でも、無料健診は2回程度です。

公費負担の回数や給付の方法などは、実施主体である市区町村が決めます。平成16年度の調査では、秋田県で県内自治体の平均回数が8.16回、香川県では4.11回、富山県では4.00回など、国の助成を上回って実施している市町村も少なくありません。

そこで伺います。

柴田町も妊婦無料健診の拡大を考えてみてはいかがでしょうか。

3. 出産時の家計負担を軽く。

平成18年第3回定例会の一般質問で、「出産一時金を保険者から病院に支払いする改善策は考えていますか」とお聞きしましたら、町長は「県から通達があれば実行します」というお話でしたが、その後はどうなりましたでしょうか。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、3点ございました。

乳幼児医療の助成の拡充をということでございます。これは、昨日広沢議員にお答えを申し上げておりますが、繰り返しになりますが、申し上げます。

柴田町では、宮城県同様の助成内容に3歳以上の入院の食事療養費をプラスして助成をしております。議員のおっしゃるとおり、例えば平成19年度から、現在は助成対象となっていない3歳以上の通院費助成を小学校就学前までに拡大した場合、入院・通院ともに小学校就学前まで無料ということになりますね、場合には、約2,400万円の一般財源が必要となります。この2,400万円の一般財源が必要だということは、ここに投入した場合は、どこかの事業をやめるか、おくれざるを得ないということを入れてほしいなというふうに思います。

また、20年度からの制度改正時点から同様の助成をした場合、平成20年度改正分から3歳以上の自己負担が2割となりますので、その場合には1,600万円の一般財源が必要となります。町としては、財政は大変厳しいわけではありますが、子育て支援の観点から、助成の拡大について財政健全化への道筋が明らかになった時点で改めて検討させていただきたいというふうに思

います。よろしくご理解のほどお願いいたします。

2点目、妊婦無料健診の拡大でございます。

国は、予想を上回る少子化の進行と人口減少社会が到来し、平成17年度に出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と、ともに過去最低を記録いたしました。こうした状況を踏まえ、出生率の低下傾向の反転に向けて少子化対策の抜本的な拡充強化、転換を図るため「新しい少子化対策について」を平成18年7月に閣議決定し、強力に推進しています。その推進項目の中に子育て支援策として、妊娠中の健診費用の自己負担の軽減を掲げております。厚生労働省は、国の少子化対策の一環として、2007年度予算で自治体に配分される地方交付税の少子化対策に充てる事業費を増額し、その増額した事業費の一部を、現在の2回の公費負担から5回程度の公費負担へ拡充し、出生世帯の負担軽減や経済的理由により受診をあきらめる妊婦を生じさせないための取り組みとしての奨励を図っていくことにしています。

そこで、本町としても、年間約330人程度が出生していますので、平成19年度の地方交付税の精査並びに委託先の県医師会や県内の市町村の動向を参考にしながら、妊娠、出産に係る経済的不安を解消し、少子化の解消の一助にするよう、他の自治体におくれることのないよう平成20年度に実施に向け検討してまいります。

なお、妊婦健康診査とは別に、妊婦を対象に町独自で「ようこそ赤ちゃんセミナー」の実施や、妊婦歯科健診、ハイリスク妊婦者には家庭訪問を行い、丈夫な赤ちゃんを産み育てる支援をいたしております。

3点目、出産時の家計負担を軽くということの中の出産育児一時金の保険者から病院に支払える改善策、その後どうなったかということでございます。

新たな少子化対策の推進の一つに、出産育児一時金の支払い手続きの改善が入っております。出産育児一時金の受け取り代理人についての推進であります。被保険者が病院、診療所などを受け取り代理人として出産育児一時金を事前に申請し、被保険者が医療機関に支払う出産費用額について、35万円を限度として被保険者にかわって医療機関が出産育児一時金を受け取ることで、被保険者が窓口において出産費用を支払う負担を軽減するものです。現在、実施要綱を策定している段階であり、4月1日から施行予定で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 有賀光子さん、再質問を許します。

○2番（有賀光子君） 乳幼児医療費のことなんですけれども、昨日広沢議員も同じ質問をいたしまして、4歳未満にこれを何とかしたいという声と、あと20年には検討していきたいという

言葉がありましたが、ちょっとこれを確認したいんですけども、この20年には検討していきたいというのは、未就学までやるのか、それとも4歳未満をやりたいというお答えなんですか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） きのう広沢議員さんの方に町長がお答え申し上げたのは、20年4月から、今3歳以上6歳未満ですね、通院の方が助成していないということなので、とにかく6歳までというと、現行で言うと2,400万円の一般財源がかかる。20年の7月からですと、それが2割になりますので、1,600万円の一般財源が必要になるというふうなことで、そういったことを考えると、例えば4歳未満まで1歳伸ばしたとすると現行では大体700万円程度の一般財源が必要になる。あと、20年7月からですと大体500万円ちょっとぐらいの一般財源が必要になる。その辺を政策的に今後考えたいというふうな答弁だったというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 有賀議員、再々質問になりますから、まとめて質問をお願いします。

（「はい、わかりました」の声あり）有賀光子さん。

○2番（有賀光子君） これは、いま一度、小学校未就学までなんですか、それとも4歳を20年に検討していくというあれでしょうか。きのうの町長の答弁だと、乳幼児医療費は、柴田町はかなりおけているということで、何とかしたいということでお話がきのうありました。それで、それをまずびりにならないようにということで4歳未満まで、でも一つでも上げていきたいというお話でしたが、その後20年には検討するというので、小学校へ入る前までしたいという気持ちだったのか、そこはちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと、妊婦無料健診の拡大なんですけども、これは動きがあって、まず5回までなるという可能性だということで、まず周りのあれを追って同じようにしていきたいということですけども、できればこれも、費用として、妊婦のお金が大体1人当たり11.7万円がかかるということで、若い夫婦は本当に今ぎりぎりの生活をしていますので、なるべく少しでも負担がかからないようお願いしたいと思いますので、もう一度お聞きします。以上です。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 有賀議員の質問にこたえますと1,500万円の一般財源を投入しなければいけないということになります。ですから、この子育て支援を充実させる場合には、何回も言っておりますが、一般財源はほかの方で我慢してもらおうということの前提の上に、私としては、二つ要望がございました中で、はっきり言えるのは妊婦の健診、こちらを2回から5回に

拡大するということは、20年度を目指してやっていきたいと、はっきりこれは言えるのではないかと。その分、別な面で、入院の食事代、こちらの方を再検討させていただきたいという条件をつけさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、乳幼児医療、こちらの方も、実は昨年申し上げましたが、7月に地方交付税の額が決まります。地方税の伸びも大体その辺で見えてきますので、将来の経営計画が立てられるようになります。そのときに、6歳まで2割に下がりますので、そうしますと1,600万円かかります。そこができるかどうか決断を迫られるんですが、最低4歳未満、700万円、これは何とかしたいというふうに思っております。ですから、有賀議員の一般質問では1,500万円用立てたということを考えていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） これにて、2番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問はすべて終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時00分 散 会
